

第七十二回国会 衆議院 外務委員會議 録 第十八号

(四三二)

昭和四十九年四月八日(月曜日)

午後二時八分開議

出席委員

委員長 木村 俊夫君

理事 石井 一君 理事 鯨岡 兵輔君

理事 福永 一臣君 理事 水野 清君

理事 河上 民雄君 理事 松本 善明君

足立 篤郎君 加藤 紘一君

小林 正巳君 坂本 三十次君

田中 龍夫君 石野 久男君

勝間田清一君 渡部 一郎君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

出席政府委員

外務政務次官 山田 久就君

外務省經濟局長 宮崎 弘道君

外務省經濟協力局長 御巫 清尚君

農林省農林經濟局長 岡安 誠君

委員外の出席者

外務大臣官房領事移住部長 徳崎 巧君

通商産業省通商政策局經濟協力部長 森山 信吾君

外務委員会調査室長 亀倉 四郎君

四月五日

世界連邦樹立の決議に関する請願(安里積千代君紹介)(第三四八三号)

同(加藤常太郎君紹介)(第三四八四号)

同(中川一郎君紹介)(第三四八五号)

同(濱野清吾君紹介)(第三四八六号)

同(阿部昭吾君紹介)(第三五四二号)

同(塩崎潤君紹介)(第三五四三号)

同(正啓次郎君紹介)(第三五四四号)

同(關谷勝利君紹介)(第三五四五号)

同(高沢寅男君紹介)(第三五四六号)

同(土井たか子君紹介)(第三五四七号)

同(服部安司君紹介)(第三五四八号)

同(原健三郎君紹介)(第三四九号)

同(芳賀貞君紹介)(第三五〇号)

同(八木昇君紹介)(第三五一号)

同(安井吉典君紹介)(第三五二号)

同(渡辺惣蔵君紹介)(第三五三号)

同(小林正巳君紹介)(第三五四号)

同(受田新吉君紹介)(第三四六号)

同(佐藤孝行君紹介)(第三四七号)

同(玉置一徳君紹介)(第三四八号)

同(坊秀男君紹介)(第三四九号)

同(松浦周太郎君紹介)(第三五〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

國際協力事業団法案(内閣提出第五七号)

○木村委員長 これより會議を開きます。國際協力事業団法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河上民雄君。

○河上委員 國際協力事業団法案につきまして、問題がたくさんあるのでございますけれども、まずこの法案を拝見いたしましたして、非常に実務的な点から伺いますが、理事の数は何人ぐらいになっておりますか。

○御政府委員 理事は十二名ということが第八條に書いてございます。

○河上委員 各種公団あるいは事業団が現在たくさんあるわけでございすけれども、それらにおける理事、役員の数と比較いたしますと、今度の國際協力事業団の理事十二名というのは非常に多いように感ずるのでありますけれども、他の各種公団、事業団の役員の定数は一体どのようになっておりますか。

○御政府委員 御指摘のように、理事の数が十二名というのは、これまで存在しております事業団、公団等を通じて比較的多いほうでございす。それが、それは他の例で申し上げますと、この事業団の理事は四名、移住事業団も常勤の理事は四名、それから事業団という名前がございせんが、海外經濟協力基金が四名、日本輸出銀行が六名、それから多いのでは、これは公社でございすが、専売公社の場合には十名、また水資源開発公社でございすが、この場合には八名、日本住宅公団が十一名、そういうような例がございす。

○河上委員 いま局長が言われましたが、私のほうで調べましたところでも、理事の数が非常に多いというところは先般問題になっております。しかし、その中でも今度の國際協力事業団の理事の数、役員の数というのはきわだって多いわけですね。日本住宅公団はいま十一名というふうにおっしゃいましたが、これは定数は五名以上、農地開発機械公団が四名以内、日本道路公団が八名以内、森林開発公団が三名以内、船舶整備公団が四名以内、首都高速道路公団は六名以内、水資源開発公団は八名以内、阪神高速道路公団は四名以内、等々ところになっておりまして、十名以上というのはまじりません。大体少なくとも八名以内というのが多いのです。

この前も政府関係機関の労働組合から、役人の天下りの問題とあわせて、いわゆる政府関係機関における役員の数が非常に多い、そしてその給与も他と比較して非常に恵まれておる、退職金も非常に多いというようなことが問題になっているのでありますけれども、今回の國際協力事業団というのは、またそういう中でも十二名というのはいかに多過ぎるのではないかと、こう思うのですけれども、何か市町村の合併のときの市会議員の数みたいなもので、やたらにございす。多くなつて、そのうち減らすつもりかどうか知りませんけれども、どういうお考えでございすか。こんなに十二名も必要なのかどうかです。

○御政府委員 先ほどお答えの中でも申し上げましたように、本件事業団は、目的、それから業務の範囲というところで書かれておりますように、従来存在しておりました海外技術協力事業団並びに海外移住事業団の両事業団を統合し、さらにそのほかにも新しく出資、投融資というふうな仕事をやるというために、この事業団の規模は、これまで存在しておりました事業団と比べて非常に大きなものとなります。その仕事の規模が大きくなるという意味でございす。したがって、それから新たな仕事に従事する者等もひくくると、それによって要する職員の数も、従来からの者、したがって、役員につきましてもかなりの数を置かなくては、それらの大きな仕事を分担させていくことが必要であらうということから、先ほど申し上げましたように、海外技術協力事業団に四名、移住事業団に四名の常勤の理事がおりましたということから、新しい事業が加わったということもあわせて、理事を十二名以内置くとすることにいたしました次第でございす。

○河上委員 従来とも政府関係機関の役員は多過ぎる、しかもこれが高級官僚の天下りのいい植民地だという非難が多い中に、今回こういう国

際協力事業団というものが発足する、その理事が従来の関係機関の理事の数から比へても二倍近くもあるという事は、非常にまずいんじゃないかと思うのであります。私は、この問題一つとらえても、今回のこの協力事業団法案がかなりありわけて寄せ集めをしたという感じを、いまの局長のお話からも承ることができような気がするのですが、大臣いかがでございますか、関係機関の役員の数が多過ぎる、頭でっかちであり過ぎる、また高級官僚の植民地といえますか、天下りのよい対象になっているというような非難の中で、こういう膨大な役員構成というものがはたして必要だったのかどうか、その点はもういようようにお考えになりますか、大臣のお答えをいただきたい。

○大平内閣大臣 問題の取り上げ方が、機構は簡素であることが望ましいという観点から申しますと、河上さんがおっしゃることよく理解できますけれども、われわれといたしましては、事業団をせつかくつくりまして、その任務を十分に果たしてまいらなければいけないわけでございますので、その趣旨から申しまして、今度の事業団は多くの機構を統合いたしまして一つの仕組みにまとめ上げたわけでございます。したがって、仕事が非常に多岐にわたっておりますので、その分担当を責任を持っていただく意味におきまして、十二名以内というのはやむを得ない数字ではなかったかと私は思うのであります。

しかし、本来機構が簡素で、しかも活動は活発であるほうがよろしいことは申すまでもございせん。これを運営してみまして、そしてこの経験に徴しまして、御趣旨のような点を念頭に置きまして考へてみる必要があるのではないかと考えております。いま多くの機構を統合いたしまして、十分責任を果たすためには、この程度お認めいただくかなければならぬんじゃないかという方針には変わりはないわけでございます。

○河上委員 この理事の数が非常に膨大になっているというところに一つ示されておりますように、今度の国際協力事業団法の法案をまとめる過程

で、いろいろないきさつがあった。これはこの前の本会議における趣旨説明に対する質問の中でも申し上げたところでありまされども、どうも便宜主義的に、いろいろなものを適当に集めたような印象をぬぐい切れないのでございます。

一体、この新しい事業団法案をつくるにあたりまして、そこで働いている職員意向というものをどの程度聞いておるのか。海外技術協力事業団あるいは海外移住事業団、その他で働いておられる職員の方々の実際の業務の中でどうしても統合は必要なんだというような声があったのかどうか。そういうことには全く無関係に上の指導で適当に事業団をつくる、しかし行管のほうからあまりふやしちゃいかぬといわれておるので、二つあるのを一つにしたとかいうようなことであるのかどうか。やはり実際に働く人の意欲をそぐようでは、理事の数を十二名にしたところで十分な業績をあげ得ないんじゃないかと思うのです。この法案を提出されるにあたり、あるいは作成されるにあたって、そこで働いている職員の方々の意向、あるいは従来から述べられていたようないろいろな意見を生かして、そこから国際協力事業団というものをつくらなければいかぬ、こういう判断に達せられたのかどうか、私ども非常に疑問に感ずるわけです。そういうことが実際に行なわれておるのかどうか。

また第二に、対外経済協力審議会というようなものがあるようでございますけれども、その他そういう審議会で、機構の問題について、国際協力をさらに推進するために国際協力事業団という包括的な機構をつくる必要があるという答申が今まで出ていたのかどうか。そうした答申に沿ってやったのかどうか。あるいは海外協力をする相手であります開発途上国のほうから、どうもばらばらじゃ困る、一本化してほしいというような要望があったのかどうか。この法案は、昨年予算作成の過程で田中内閣総理大臣が発言をされて、それが契機で急速にまとまったと伺っておりますけれども、その前提としてこういうような三つのこと

があったのかどうか、それを伺いたいと思います。

○御政府委員 海外移住事業団と海外技術協力事業団とは、それぞれその設立の目的も業務も異なるものではございますが、やっております仕事の中にはある程度性質の似通ったものがございます。従来から海外技術協力事業団と海外移住事業団とは、いずれも日本の一つの事業主体が海外に出て仕事をやるものでございますので、お互いのやり方にちがいはないようにはしていかなければいけないということから、先生御指摘のように一緒にしたほうがいいというところまでいった話し合いはございませんが、仕事のやり方等について話し合いをしてきたことは事実でございます。ただ、そのために一緒にやってやろうではないかという結論を得るまでにはなかなか簡単には至っておらなかったようでございます。

それから、対外経済協力審議会は、御承知のように永野氏を会長といたしまして、民間の有識者十五名からなるものでございますが、ここでは経済協力の機構について、日本の現在の経済協力の仕組みが複雑に過ぎてなかなか思ったように仕事ができないのではないかと、もう少し単純な機構にすべきではないか、したがって、関係省にばらばらにあるようなものを順次統合していくようにすべきであるといったようなことを趣旨とする考え方がしばしば述べられておりますし、現実には二、三年前にそういった趣旨の答申も出ておるわけでございます。ただ、この国際協力事業団というような形での答申は現実には出ておりません。三番目に、開発途上国の側におきましては、日本から、たとえばまず技術協力によりまして事前調査をやったり、それからいわゆるフィージビリティ調査というものをやりましたあと、すぐにまた資金協力につなげてほしいというように要請はしばしば出てまいっております。その点につきましては、従来の日本の仕組みではなかなかやりにくかったのを、この事業団をつくることによつてやりやすくなるということで、開発途上国の希望には沿うものであると存じております。

もう一つ、御質問にはございませんでしたが、ほかの先進国の仲間からは、毎年OECDの開発援助委員会では日本の経済協力の審査を行なうわけでございますが、昨年の審査の席上におきましては、日本の経済協力に從事している人間は意外に少ないというような指摘をされ、また仕組みをもっと単純化するとか統合するとかすべきであるというような指摘が行なわれていることをつけ加えさせていただきます。

○河上委員 いま局長はそれは対外経済協力審議会の答申にもあるということではございましたが、もしほんとうにあるならば、それ以外の何らかの審議会とか諮問機関でこういうような形でやるべきだというものがもしあるならば、この場でそれを出していただきたいと思うのです。

○御政府委員 ただいまは対外経済協力審議会の答申の中に国際協力事業団をつくれというような答申はないと申し上げたわけでございます。ただ、日本の対外経済協力をもっと能率的に行なうべきであるといったような趣旨の答申がかつて出たことがございますというところでございます。

○河上委員 そういたしますと、具体的な答申はなかったということでございますね。——私はこの前もちょっと申し上げましたが、今回の国際協力事業団に統合されている中で、どうも海外移住事業団の仕事はちょっとなじまないのではないかと意見を申し上げているわけなんですけれども、海外移住審議会というものはございせんか。

○穂崎説明員 海外移住審議会はございせん。○河上委員 昭和四十六年九月の海外移住審議会の勧告は、この移住事業団の問題についてどういふふうになっておりますか。

○穂崎説明員 昭和四十六年に出来ました海外移住審議会の答申のことでございますが、この答申は、現在——その当時でございますけれども——の時点に立ちまして、日本の移住政策はどういふふうにあるべきかというところについて答申をしたわけでございます。その中身は、簡単に申し上げますと、移住は御承知のように戦後どんどん

進んでまいりまして、海外にすでに移住者は、日
系人を含めまして、アメリカを合わせますと百四、
五十万のわけでございますけれども、戦後日本
と外国との関係は非常に密接になって、いわば国
際化という時代になりましたので、この際、日本
の海外移住政策、これは広い意味におきまして、
海外移住問題というものを単にいままでわれわれ
が焦点を当てておった移住者だけではなくて、い
わば長期的に、外国に長い間滞在する日本人のこ
とも考えて、日本のそういう広い意味の移住政策
を進めないと、やはり海外に住んでおる日本人と
これを通ずる日本とその国との関係というものの
重要性というものを失うのではないかと。そうい
う意味におきまして、海外移住審議会としてしまし
ては、従来とおつた移住政策のほかに、広い意
味におきまして海外移住というものをとらえるべ
きではないかと。こういう趣旨の答申をしておるわ
けでございます。

そこで、その答申と、いま問題になっておりま
す国際協力事業団の関係でございますが、現在わ
れわれとしましてそういう新しい意味の、広い意
味の移住というものについてどういうふうによつ
ていくべきか。これは従来の狭い意味の移住と違
いまして、日本として、相当長期的に海外に出て
おる日本人を含めての政策でございますので、ど
ういうふうにするべきかということ、個々の問題
についてはいろいろやっております。ただ、全体
といたしまして今度のようない国際協力事業団の中
にそれを取り組む、取り入れるというような段階
にまではまだ至っておりません。したがって、いま
この国際協力事業団の中には、従来われわれが海
外移住事業団で取り扱っておつたと同じ範囲の問
題につきましてこれを取り上げるといふことにな
つておる次第でございます。

○河上委員 その審議会の勧告では、機構の問題
で、統合よりも協調にとどむべきであるというよ
うな趣旨のものがあつたように記憶するのであり
ますけれども、今回この国際協力事業団をつくる
過程においてそうした勧告は完全に無視されたとい
うふうには理解するほかにないように思うのです
が、その点はどのようなようにお考えでいらつしや
いますか。

○穂崎説明員 ちょっと恐縮でございますが、い
まの御質問も一回お繰り返しいただきませんで
しょうか。

○河上委員 私も正確な記憶ではないのですけれ
ども、海外移住審議会の勧告の中に、その機構に
ついては統合するよりも各機関の協調にとどむべ
きであるという趣旨の文句があつたように
記憶しておりますので、むしろそちらのほう
が専門家でいらつしやるから持つておられると思
います。そういう勧告の趣旨等を考えますと、こ
この国際協力事業団の中に海外移住事業団を入れ
ることがよかつたかどうか、非常に問題がある
ように思うのでございますが、その点ちょっと正
確にお聞かせいただき、また御意見も伺いたい、
こういうわけでございます。

○穂崎説明員 いま御指摘のありました統合より
も協調云々というのは、ここに資料を持つており
ませんが、私が思い出しますと、おそらくそれは
先ほども経済協力局長からお答えいたしました海
外移住事業団とそれから海外技術協力事業団、こ
の二つの統合の問題についての海外移住審議会の
答申であらうと思ひます。

そこで、この点もちろん移住審議会がそういう
答申が出たわけでございますが、その後われわれ
のほうでいろいろ検討をいたしました結果、たと
えばいろいろなものが見方があるわけございま
して、今回海外移住事業団をこの国際協力事業
団に統合いたしましたにつきましては、いわば移住
というものが従来とだんだんと意味が変わつてき
たといふことをさつきちょっと申し上げましたけ
れども、従来は、いわば昔の移住といふものは、
非常に、そう言つてはなんでもございすけれども、
日本で生活に困つたというふうな方が出ていつた
面もございすし、いろいろなことがございまし
たけれども、すでに一番最初の移住からいきま

と百年近くたつてゐるわけでございますけれど
も、その長い間を振り返つてみますと、やはりこ
れらの移住者の功績というものは日本人というも
ののイメージと申しますかそういうものの向上、
あるいはそれらの移住者を通じてその国の経
済開発が進んだとかいろいろな面がございまし
て、われわれといたしましてはそういう移住者が
国際協力に非常に寄与しているという点に着目し
たわけでございます。

他方、こういう国際協力という面に着目いたし
ますと、今度の国際協力事業団というものの接
触面と申しますか、いわば国際協力というもの
において接触面がある。同時に、今度の国際協力事
業団のような事業がかりに海外でいろいろな行な
われます場合、われわれとしてはそういう開発の中
に移住者の経済的地位の向上という場面も出てく
るのではなからうか。

それやこれやを考えますと、やはり一つの大き
な意味におきまして移住というものと国際協力と
いうものとの相接触する面がある。こういう点を
とらえまして国際協力事業団に移住事業団を入れ
たわけでございます。先ほど審議会のほうで答
申いたしましたことはむしろ移住事業というものを
独自のものと考へて、したがってこれといふもの
を技術協力事業団と一緒にならぬほうがいいだろ
うという意味の答申をしたわけでございますけれど
も、先ほど申し上げましたような問題点をいろいろ
洗つていきましたと、もっと別の見方があるの
ではなからうかということ、海外移住事業団を今
度の国際協力事業団に統合することにした次第で
ございます。

○河上委員 いまの御答弁でわかりましたこと
は、海外移住審議会の勧告、つまり、海外技術協
力事業団と海外移住事業団との統合を急ぐより
も、むしろ両者は別々の機関で協調したほうが
いいという勧告は取り下げられたといふことが、リ
ジェクトされたといふことは、これはもうはつき
りしてゐると思ひます。それはここで一応確認
しておきたいと思ひます。

それから、にもかかわらず、その後いろいろ考
えてみたら、あれやこれやという表現でしたけれ
ども、あれやこれや考へて一緒にしてもよからう
じゃないか、こういうようなことでもございますけ
れども、事はこれ、非常に重大でございますので、
海外移住の理念というものを一体どう考へておら
れるのか。あれやこれやで済む問題でないと思
うのでございますが、これは一体どういふふうにお
考へになりますか。

これはあとで大平外務大臣にも伺いたいのであ
りますけれども、自民党の、かつての総理にもな
られ、また総裁でもあつた石橋湛山氏の「石橋湛
山全集」といふのが全十五巻ありますけれども、
その中の第一巻だと思ひますけれども、石橋
湛山氏がジャーナリストとして最初のデビュー作
といつてもいいような論文がございす。それは
何と題してあるかといふと、「われに移民の要な
し」といふのです。日本人は領土が狭く資源乏し
く人口過剰であるという宿命論は間違つておる。
日本は四つの島で生きていけるのである、移民と
いうものを考へるその発想が植民地支配へ発展し
ていくおそれがあるといふような意味で、「われに
移民の要なし」といふ非常に画期的な論文を書
いておる。当時二十八歳ですから、それがどの程度
反応を呼んだかわかりませんが、石橋氏が
後に、大正十年に朝鮮、満州、台湾を捨てよう、
こういうふうに呼びかけるようになりましたその
前提になる思想なのであります。

したがって、この移住といふのは本来はそ
ういふ国家目的で、あるいは経済的な事情から行な
うのが筋ではなくて、憲法二十二条でうたわれて
いるような個人の権利の問題として、職業選択の自
由やなんかつ同じような意味で海外移住といふも
のが認められるべきものだと思ひますのでありま
す。したがって海外移住の理念といふのは、ある意味
において国といふものが外国との関係をどう考へ
るかといふことをそこにはなくも明らかにする
一つのポイントだと思ひます。いまおつ
つたように、あれやこれや考へて大体似たよ

うなところだからということをやっているものかどうか。その点は、これは機構ができますと、機構はそれ自体ひとり歩き始めますので、私はこの際海外移住の理念というものは一体どういうことか、海外協力というものとそんなに本質的に同じものなんだらうかということをご少しいはつきりさせておく必要があると思うのですが、大平さん、海外移住という理念をどういうようにお考えになりますか。

○穂崎説明員 海外移住の理念につきましては、いま先生のおっしゃったことと私の意見は大体同じだと考えます。

基本的に申しますと、海外移住といふのは、昔から個人が自分の幸福を追求する、日本よりも海外に出たほうが自分は幸福になるのだという考えで幸福追求の手段として出るものでありまして、いま国が置かれておる立場は、そういう移住に對しまして、もちろん南米のようなところに行くわけでございますし、日本はいろいろな援護は行き届きませんから、政府といたしましてこれらの移住者をどのようにすれば幸福であるかということ、いわば政府は側面的にこれを援助してやるわけでございます。

ただ、いまこれが国際協力と結びつくことと申し上げましたのは、われわれこの援護をやるにあたりまして、やはりまず第一に移住者の幸福は考えなければいけません。移住者が置かれておる環境が外国であります。したがって、われわれとしましては、できる限り、移住しただけでなくて周囲の人々の幸福も考えるというようなこととやってみなければいかぬのじゃないかというように考えておるわけでございます。したがって、移住自身はいわば個人の幸福追求ということでございますけれども、われわれが移住に對していろいろ考えていかなければいけません。問題は、そういう国際協力という大きな理念に結びつくものと考えていかなければ、やはり移住者の幸福だけではその国との関係、全般的な日本とその国との置かれた

関係からいまして、それだけじゃ済まないだらうというように、国際協力という問題が出てくるわけでありまして、国際協力という一つの大きな目標に結びつき方が、いわば移住というものは間接的な結びつきでありまして、少なくともそういう結びつきがあるのじゃないかということでございます。

誤解があるといけませんから、はつきり申し上げますと、別に国が移住者をどんどん押し出すとか何とかいうことではございません。ただ国としては、そういう外に伸びていくという力を助けていこうじゃないか、同時に向こうへ行ったらそれがうまくいくように援助しようじゃないか、こういう考えでございます。その点ひとつ先生の御理解をいただきたいと考える次第でございます。

○河上委員 さつきと石橋さんのお話をしたのでありますけれども、石橋さんがそういう論文を書いたのは明治の末年です。当時は日本はもう住みにくから、人口は余ってしまふが、農業者、民衆を捨てて海外へ移住を送るというのは国家政策になつておつた。やがて昭和になりましてから、いわゆる大陸進出等のかげ声の中で満蒙開拓団のようなものもできたわけですね。

そういうものと海外移住事業団がやるべき移住事業というものは本質的に違ふなければ困るわけですね。これは国際協力ということとは非常にいいことではありますけれども、はたしてそれと海外移住というものがそんなにすんなりと結びつくものかどうか、たまたま外国との間に接触があるからというだけで一緒にしていいものかどうか、その辺はよく間違えないようにしないと私は危険だと思つておるのです。

特に今回の国際協力事業団の一つの仕事の分野といたしまして、農業の開発輸入というように、これが実際に考えられております。その場合に、農民もたまたままじつと行つたくらいではだめだということ、こういう海外移住事業団で送り出されるところの移民と農業プロジェクトとが結びつくというように、何でも起きてまいりますと、

これはへたをしますと満蒙開拓団の二の舞いになりはせぬか、非常にモダンな満蒙開拓団になりはせぬかという危険もあると思うのであります。そういう危険は全くないのかどうか。私はそういうようなことをいろいろ考えてみますと、やはり海外移住の理念というのは、単なる理念を争つていふようでありまして、実はこれは実際の仕事を当てはめていくときに非常に重要なポイントになつてくる、こういうふうに思うのです。

大平先生にそういうことをいまして、お伺いするのはどうかかわりませんけれども、石橋さんがそういう一つの石橋哲学の出発点として移民問題を取り上げられたわけですから、ひとつ大平さんも、将来総理になられるかもしれないので、やはりこういう大平哲学をここで披露していただければたいへん幸いだと思うのであります。いかがでございますか。

○大平国務大臣 御披露申し上げるような哲学は別に持ち合わせはないのであります。石橋先生がおっしゃったことは私はよく理解できるわけでございます。日本には土地が狭い、資源が乏しい、したがってよそへ出て行かなければ活路はないというふうな見方は私はとりません。三十七万平方キロは、私どもが志を遂げるに決して狭い国土とは思いません。われわれ目に見える資源は乏しいけれども、われわれの頭脳と新鮮な労働力とすぐれた組織力、これは非常に貴重なものであります。これを開発し動員していくわけでございます。これを成功すれば、三十七万平方キロということに成功すれば、三十七万平方キロというのは、われわれにとりまして決して狭い国土とは思えないわけでございます。したがって、国として移民政策を国是としてとる必要は私はないと考えます。

しかし、先ほど政府委員からも御答弁申し上げましたように、日本の国民の海外に進出、移住したいという希望を日本の国民から奪ふ必要はないと思うのであります。そういうことに希望を持たれておる人がありますならば、政府としてこれ

をお手助け申し上げるということは考えてよろしいことであらうと思つております。すなわち、いまの移民政策は、移住政策は、国が移住政策を国是として持つていくのではなくて、原点は、個人の自由な意思が前提にありまして、そしてそれを実行に移す場合に国として可能な限り手伝いをいたそうということであると私は了解をいたしておるわけでございます。

それから、また一面経済協力の問題でございますが、経済協力もそれと同工異曲の論理を持つていふところではあります。すなわち、日本の政府が第三国に對しましてどうしても経済協力をするのだなというところであつてはいいかと思つております。相手国がみずからの計画を持ち、意欲を持ち、自助努力を行なうということが前提にあるわけでございます。そしてそういう国が日本の協力を求めてまいりました場合にわが国がそれにどう対応してまいるかということが経済協力でございます。経済協力は決して押し売りをしていくわけではないわけでございます。ちやうど移民と似通つた性格を持つておると思つております。

これまた先ほど政府委員が御説明申し上げましたように、現地でそういう経済協力が展開される場合、それから移民に對する協力が展開される場合、その舞台は外国である。そしてその仕事はたまたま組織的に連携を保ちながら効率的に行なつたほうがよろしい場合があるのではないかと。そういう連関は日本の政府がつくつたのじゃなくて、むしろそういう状況がありまして、そしてそこに連携作業が行なわれるような状況があるということに御理解をいただきますならば、この事業団がねらう目的というものは押しつけがましいものでもなく、身がつてなものでもなく、経済の侵略とか支配とかそういうものとは一向無縁なものである。ですので、そういう点につきましては御理解をいただけるのではないかと思つております。

○河上委員 いまのお話を承つて、範囲では、

何か海外移住事業団を新たに国際協力の事業団の中へ入れる特に必然性というものは感ぜられないような気がいたしますが、いま大平さんから移住についての基本的な哲学を伺って、やはりそういう本来基本的な哲学をはっきりさせておかないと、実際の業務が始まってから結局非常に大きな問題が起るということを私は心配しているわけでございます。

最近、新聞によりますと、南米移住を海外移住事業団のあつて行なつたところ、苦闘十一年、借金だけが残つて帰つてきたということで、大阪地裁に海外移住事業団を相手どつて二千万円の損害賠償の請求の裁判を起した方があります。これから国際協力事業団という形で本腰を入れるということであります場合に、こういう過去の問題をおろそかにしていいということにはならないと思ふのです。

この問題はどこから出てきたのか。これは裁判の結果によりまして国の責任といふますが、国ではないかも知れませんが、海外移住事業団の責任といふものが問われると思ふのであります。外務省の設置法によりますと、この移民の問題についてはあつせんといふことが使われておるのですね。おそらくこのあつせんといふところから国あるいは海外移住事業団といふものが移住者に対してどの程度の責任を負うかということが出てくるのじゃないかと思ふのです。

どうしてこういうような問題が起つたのか、今後こういうような問題が起らないという歯どめはどこにあるだろうか、その点いかがでございますか。

○穂崎説明員 いま最初に御指摘のございました訴訟の問題でございますが、これはブラジルにありますバルゼア・アレグレという場所にたしか昭和三十五年か六年ごろに移つたある移住者の方から提起された訴訟でございます。

内容は、当時は移住振興会社というのがございましたけれども、振興会社が募集いたしました募集要綱が、現地へ行つてみると必ずしもそのとお

りになっていないということでございますが、われわれが現地までに調べましたところでは、募集要綱と現地の状況は大差はない、要するに募集要綱に偽りがあつたということではないようなわれわれの考えでございますが、これは何ぶん現在訴訟になっておる問題でございますので、詳細はここで申し上げることを差し控えていただきますと思ひます。

それに関連して御指摘のありましたのは、そういういろいろな移住者の方々が困つておるのではないかと問題であるかと存じます。現在確かに移住者の数は減つております。一応南米が六百人から七百人ぐらゐで、カナダは七、八百人、アメリカが三、四千人その他でございますので、年間やはり五千人ぐらゐおりますけれども、数は減つております。

われわれが非常に注意しなければいけませんのは、移住者を出すということよりもむしろ現在出ている移住者、古い人は十数年、新しい人は十年ばかりでございますけれども、こういう人々は非常に現地で苦勞しておられる。これに対して現在の移住事業団ができる限りの援護を与え、いち早く現地に定着あるいは自立できるようにしなければいけません。年々こういう移住者の方々の定着安定に寄与できるよういろいろな事業を考へてやつていくわけでございます。これが進みますればそういう問題も少なくなると思ひます。私としても、その援護を手厚くするという目標だけは見失わないようにしてやつていきたい、このように考へている次第でございます。

○河上委員 この問題につきましては、国あるいは海外移住事業団はかなりあつせんをしたわけですか。もしあつせんをすれば、当然そこにある程度の責任が出てくるわけですし、全く個人の自由意思で行つたということでありましたら、また違つた評価も出てくると思ふのです。今後この海外移住事業団の仕事が、新しい移住者が全くゼロ

になつてもそれはそれでいいんだということであるのか、やつぱり絶えずある程度の移住者が必要なんだということであつせんをされるおつもりなのかどうか、そういうようなことにも関連してくると思ふのであります。この事件の場合、あつせんといふのはどの程度のことを意味し、またどの程度の責任を生ずるというふうにお考えになつておられますか。

○穂崎説明員 この件につきましては、移住事業団が現地に土地を買ひまして、その土地を耕作に適したところを割りまして、それをある程度造成をいたしまして分譲したわけでございます。分譲するにあたりましては、大体二区画幾らということと面積がきまつております。ただ、どこに入るかということにつきましては、移住者が現地へ行つてきめる。最終的に自分の判断でということになります。それがきまればそこを売る、こういうことでございます。そういう意味におきましてあつせんといふことがございまして、同時に、先ほど申し上げましたように、移住事業団としては、そういう人たちが現地へ定着をいたしまして、そこに学校をつくつたりあるいは道をつくつたり井戸を掘つたり、そのようないわば援護事業もやつていくわけでございます。

したがしまして、通常の場合ですと、うまくいけばそこで定着ができるわけでございますけれども、本件の場合はどういう理由か知りませんが、十年以上たちまして日本へ帰つてきたということでございます。

○河上委員 いまのお話伺つて限りの限りでは、やはりどうも海外移住事業団の責任といふますか、その人は全く自由意思で行つたということには必ずしもならないような感じを受けるのです。これは裁判で争われることと思ひますが、先ほど来申し上げておりますように、海外移住の理念というもの、一体国際協力の一環なのかどうかですね。その辺の問題をもう少しはっきりしない限り、それと同じような問題、幾らでも起るのじゃないかということをお私に心配いたします。

特に今度の法案では、農林省関係の仕事として、農業プロジェクトをいろいろ計画することになつてゐるようでありまして、そういう場合に、従来ならば耕作の指導員を日本から数人送つて、二、三年で帰つてくるというふうなケースがあつたわけですが、相対的な食糧増産に役立つような仕事を向こうでやるという場合に、こういう移住者、移住事業といふものとそういうものと結びつける考えはあるのかないのか、ここで伺つておきたい。

○岡安政府委員 いま御質問の海外農林業開発と移住との関係でございますが、私、考へておりますのは、全く関係がないというところは言い切れなと思ひます。たとえば海外の、外国の希望によりまして大型の農林業開発を進める際に、あわせて日本人の移民を希望する場合があるとするならば、そういう場合もあり得ようと思ひますけれども、一般的にはやはり私も考へておりますのは、プロジェクトを計画いたしましたして、それを遂行するに必要な技術並びに資金の援助を行なうということをお私どもは今後の海外農林業開発の基本に考へております。したがつて、御質問の点はあり得ないといふことは申し上げかねますけれども、主流になるということはある得ないのじゃないかといふふうにお思ひます。

○河上委員 いまの御答弁は、非常に微妙であるように思ふのです。将来これが非常に大規模になりましてときには、いまここで大阪地裁に提訴をしておられます十倉さんのような問題が起る可能性がある。国際協力といふ半ば国家的な事業に協力するといふことで行つた。しかし一方では移住者として取り扱われるといふ問題が起る可能性、十分あると思ふのです。そういうことが主流になつては困るのですけれども、いまのお話であります。そういうことは理論的にも実際的にもあり得ないことではないといふふうなお話でございますが、そうなりますとやはり海外移住の理念といふものを非常に明確にしておかないと、これは今度の国際協力事業団の発足とともに第二の

満蒙開拓団を生み出す可能性が出てくるのじゃないかということをお私にここでその懸念を表明しておきたいと思うのです。

特にいま農林省の方、おられますからついでに伺いますけれども、食糧自給という政策に最近また変わってきたようにも聞いておりますが、食糧自給ということと海外における農業プロジェクト、農業開発援助という問題との関連は一体どうなるのか。

たとえば、これは田中総理大臣が言われたのではないかと思うのですが、新聞が何かで私は読んだように記憶しておりますけれども、ボルネオの農地三十万ヘクタールの開発に協力しようというようなことを総理が言われておる。ところが、一方ではこれは日本で減反政策で三十万ヘクタール減らす、そういうことをやっておるわけで、どうも三十万ヘクタール国内では切り捨て、海外では三十万ヘクタール農地の開発に協力する、こういうことになりまして、あまりにもこれは数字が合ひ過ぎてしまいます。こういうことでは困るわけですから、一体この点どういうふうにお考えになりますか。

○御政府委員 たいだいまの御質問に関連いたしまして申し上げられますことは、この国際協力事業団は、総則の目的とか、それから二十一条の業務の範囲とかいうところに書いてございますように、その背後にあります理念は、あくまでもその協力をいたす相手国の国民の福祉のために行なわれる協力でございます。日本の利己的な利益を追求するために行なわれるものではない。したがって、たまたま新聞等で御指摘のような数字の符合があったのかもしれないが、これは全く関係のないことでございまして、一方わが国がたとえはインドネシアにおいてインドネシアの食糧増産に協力するために資金協力、技術協力を行なうということとわが国が食糧自給体制をとるということとの問題は、全く別々の見地から考えらるべき問題であると私どもは承知いたしております。

○岡安政府委員 御質問でございますので、減反政策と海外農林業開発との関係につきまして多少申し上げますが、いま御指摘の、まず減反政策という問題でございますけれども、現在農林省がやっておりますのは、米につきましては、ほうつておけば需要量以上の米が生産をされるわけでございますので、需要量までにこれを押えまして、さらに必要な在庫を確保するということは予定いたしておりますけれども、来年度におきましては大体百三十五万トン程度の米の生産調整はする。ただ、その農地はできるだけ米以外のものをつくってもらうということを進めておるわけでございます。

たまたま生産調整と三十万ヘクタールとの関係という御指摘もございましたけれども、三十万ヘクタールの農地の壊廃というものは、現在進められております各種の開発をそのまま進めていけば、大体十年間に百万ヘクタールぐらゐの土地を必要とする。その土地はやはり現在の宅地その他のほかには林地、農地等を必要とするわけでございますが、そういう計画的な開発をスムーズに進めるためには、私どもも計画的にといひますか、必要な土地を供給することにやぶさかではございませんけれども、一方やはり国内におきまして農産物の自給度を向上するためには優良な農地はぜひとも確保しなければならぬというふうな考えをしております。したがって、優良な農地の確保とそれから必要な土地の提供というものを調整をとりながら進めるといふことを、総理その他が申しておられます三十万ヘクタールの用地の確保につきまして農林省も協力をしていくというつもりであるわけでございます。

したがって、今後の農産物その他の自給度の向上につきましては、私どもは国内でできる可能性のある農産物につきましては、極力これは国内で自給をする。したがって、自給力をできるだけ高めるといふような方策をとっているわけでございます。まして、どうしても国内で自給できないものにつきましては、どうしても国内で自給できないものにつきましてもこれを海外に依存する、これも安定的に供給ができるような角度から海外にその供給を求

めるといふとらえ方でございます。

○河上委員 いまのお話でちょっとまだはつきりしないのですが、そういう農業プロジェクトをつくって農業開発援助をする、それはあくまでもその先方の国の国民の福祉あるいは食糧増産に役立つことに協力するのである、こういうことでございませうけれども、しかし同時に、いまお話しのように、完全には自給したくても全部できない、米以外のものについては海外に依存せざるを得ない。その場合に、われわれが協力をした、国際協力事業団が協力した農地の開発が非常に成功をして生産物ができた場合に、もし余剰ができたなら、恒常的に日本がそれを得たいという考え方はありなのかどうか、ごく一般的な貿易交渉で、話し合いで不足分を海外から輸入するという構想であるのか、その中にいわば手付のような形で、ある程度一定の確保をしたいという考えなのか、全体として通常の貿易交渉で不足の食糧を輸入するといふお考えなのか、その点、事業団をやる以上は、はつきりしておかないといふかと思うのです。

○岡安政府委員 農産物の安定的供給のためには、国内の自給力を高めるといふことのほかに、やはりトウモロコシ、大豆、マイロその他、どうしても国内では十分、一〇〇％自給ができないものがあります。これはやはり安定的な供給を海外に求めなければなりませんけれども、私どもは何もこれを農林業開発、いわゆる開発輸入といわれたいと考えていないわけでございます。やはり安定的な供給を確保するためには、相当大規模な供給国との輸入に關します長期取りきめを進めるとか、その他世界的な規模におきまして量並びに価格の安定のための協定を結ぶとか、いろいろあるわけでございます。

ただ、私ども考えておりますのは、それ以外にも供給源の多角化とかそういうような見地から、現在は輸出能力がないけれども将来輸出能力が拡大される可能性のあるところがある。特にその政府におきましても、輸出農産物の増産によりまし

て経済を立て直すというような強い要請のあるところもございまして。そういうところにつきましては、やはり当該の国の輸出農産物余力を増大させるために、大規模なプロジェクトをつくりまして技術並びに資金の援助をするということを私どもは考えておるわけですね。

もちろん国際協力事業団が考えております海外農林業開発は、そのような開発輸入のみではございません。相手国の政府が、人口問題の解決のためにとか、また自国内におきまして食糧自給を達成するために、農林業の、特に農業の協力を要請する場合があります。もちろんそういう場合にも、私どもは喜んで協力をすることにやぶさかではございませんけれども、やはり相手国の中には、輸出農産物を特に力を入れてやりたいというところがあれば、たまたま私どもがいわゆる開発輸入という希望と合致するわけでございますので、その際にはそういう方向で協力をいたしたいということをお考えしておるわけでございます。

○河上委員 いま当局の方のお話の中で、可能性のある食糧、可能性のない食糧といふようなことがございましてけれども、それは具体的にいふとどういふことでございませうか。

○岡安政府委員 代表的なものを申し上げますと、御承知のとおり米につきましては自国内で完全自給ができますけれども、たとえば麦類につきましては、なかなかこれは、わが国の自然状況その他から申しまして、一〇〇％わが国で自給をするということは不可能だといふふうに考えております。それから大豆、トウモロコシ、こういうようなもの、それから木材につきましても、最近の需要の増大等を考えれば、一〇〇％自給といふものはなかなかむずかしいといふふうに考えております。

○河上委員 いまのお話で、ある程度ねらいはわかるのですが、御承知のとおり九日から国連の資源特別総会も開かれます。また先般の、海洋法会議を控えて、ケニアのナイロビで開かれた開発途上国七十七カ国グループ会議のい

る専管水域、それから大陸など等についての新しい考え方、主張、こういうものが出ております。

そういう中で、まあ向こうの発展のために寄与するといいたがら、できるならば日本の不足をまかなうためにというか、日本の食糧政策の中にいわばビルトインされるような形で農林業開発計画というものを盛り込むことがはたして適当かどうか。いまそれが可能のように思われましても、国際協力事業団が実際に運営されていくと何年か後には、いまの開発途上国における資源に対する恒久主権という考え方はますます強まってくる。そういうことを考えますときに、それがはたしてどれだけうまくいくものかどうか。結果的にはうまくいかないのだら初めからそういうことは期待せずにやるぐらいのことがないとうまくいかないのじゃないかということを、私はちょっと心配するのです。

この外務委員会でも、私が専管水域二百海里の問題を取り上げてから二、三カ月の間でありましたけれども、その二、三カ月の間においてすら、次々いろいろな名目で開かれる国際会議における開発途上国の主張はだんだん強くなってきておる。そういう中で、日本だけいわれる三海里説を幾らとってだめだということになってきていくわけですね。

そういうことを考えますと、いまおっしゃったようなことがはたしてどれだけうまくいくのかどうか、いまうまくいくように思っても、あと二、三年後にはそれはもう全く絵にかいたもちというか、全然違ったことを夢見ていたにすぎないのじゃないかということになりはしないかということとを私は非常におそれるのです。いまのような御説明ではそういうことになる危険が、私は非常に多いと思います。こういう世の中が大きく動いているときは、かなわぬことにいつまでも執着するよりも、思い切って捨ててかかっているかないと、かえって浮かぶ瀬は出てこないのじゃないかという気がいたします。これは通産関係のお仕事にも同じような構想があるようですが、そういうこと

がはたしてどれだけ通用するものかどうか、私は非常に疑います。いかがでございますか。

○岡安政府委員 御指摘のとおり、あすから開かれます資源問題中心の国連の会議におきましても、資源の恒久主権についての開発途上国等の要求が非常に強いというように聞いております。ただ、私考えますのは、農林業開発につきましても、私どもは先ほどのような考え方で仕事を進めたいと思っております。基本はやはり相手国政府等とも十分話し合いをいたしまして納得してくださることをやるということを考えているわけでございます。したがって、都合のいいところだけをとってあとは知らないというような相手国の態度を前提とした海外協力ではないつもりでございます。で、私どもはそう不安ということはないと考えております。

むしろ、御指摘があったかと思っておりますけれども、現在の日本の農産物の自給の見通し等を考えますと、先ほど申し上げました麦類、大豆、トウモロコシ等につきましては、そのほとんど大部分をアメリカから輸入をいたしておる、いわばアメリカに対する依存度が極端に高い状態でございます。はたしてそのままでいいのかということをお私どもは考えざるを得ないわけで、やはり安定的な供給を確保するためには、供給源を拡大いたしまして、多角的な、かつ安定的な輸入の体制をつくり上げるといことが、長期的に見ましてやはり日本のためであろうというふうに考えて、私どもはさつき申し上げたような考え方を、繰り返し申し上げますけれども、長期的な観点に立つて今後進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○河上委員 それはよくわかりますけれども、私先ほど申し上げたようなこともこれは現実になっていくということも十分認識してもらいたいのです。極端なことを言いますと、今度は石油だけではなくて、いわばこの仕事としてつくった農業プロジェクトの大きな農地というものをこれは国有化するとかいろいろな問題だつて将来は起こ

ると思うのです。食糧も石油と同じことでありますね。そういうようなことも考えながらやらぬと、海外協力というものは事実上できない時代になってきているのじゃないか、私はそう思うのです。大臣、いかがでございますか。いま私がちょっと提起いたしました問題について、これはもうやがて私は二、三年後に大問題になると思うのです。この法案が成立したあと実際に事業を行なうときにこの点が一番大きな問題になると思うのです。

○大平国務大臣 かねて申し上げておりますように、資源保有国の資源に対する主権の主張が非常に強くなってきておる。これは河上さんが御指摘のように動かしがたい、根強い歴史の方向でございます。それを前提に考えておかなければならぬことは御指摘のとおりだと思っております。ただ、開発途上国の場合、せっかく資源は持つておりますけれども、これを活用する資本、組織、技術というものに恵まれていないわけでございまして、そういう意味では持たざる国なんです、持てる国でございますが、同時に持たざるものを持つておるわけでございますから。私どもはそういうものはございませぬけれども、そういう魅力ある力、力量を持つておるわけでございますので、これはどちらが損得という問題を離れまして、やはり持てる者と持たざる国々同士が調和ある関係をつくり上げていかないと、世界の仕組みはまたないのじゃないかと思うのでありまして、まずその調和ある仕組みをつくり上げるような意味の国際協力というネットワークをたねんにつくり上げていくように努力しなければならぬと思うのであります。

その場合次に出てくる問題は、かくして資源は開発されてくるという場合に、それはどういう仕組みを通じて処分されるかということでございます。あなただがおっしゃる通りに、これは自由な取引のルールに従いまして無差別、平等の原則で取引が行なわれる、いまガットが志向しているような方向で、そういう秩序の中で処理が行なわれ

るか、それとも石油でいまいく問題になっておりますように、二国間取引というようなものが主流になるのか、そういうことが非常に大問題だと思っております。日本といたしましては、できるだけ自由な取引の秩序がグローバルに確立して、その中で食糧にせよ原材料にせよ安定確保の道が保障されるような仕組みをつくるのが私は日本として大事だと思っております。

しかし、ものごとは原則のあるところ必ず若干の例外があるものでございまして、例外は全く排除するということをお考えをそうかたくなに考える必要はないと思っております。一部開発輸入というのが二国間の了解のもとで行なわれて、全体の秩序をそこねない範囲内においてそういうことが行なわれましても別に差しつかえはないのではないかと考えておるものでございまして、この国際協力事業団が行なう事業なんというものが世界経済の中でどれだけのウェイトを持つつかというところ、これはほんのかさぎきものでございまして。経済の大海の中では非常に大きなウェイトを持つものではございませぬが、われわれは向こうの立場に立つて向こうの福祉向上、向こうの経済の自立、向こうの計画に従いましてそれに虚心に協力したいというところ、いかに協力をおろして協力をお願いしようというところでございまして、国際協力の網の目の中の一環をこういう姿でやっていたらどうだという御提案でございます。これができるといろいろな――これに過大な期待を持っておりません。こういうことも一つの手段ではないかという考え方で立案をいたしておるものでございましてことを御了解賜わりたいと思っております。

○河上委員 それではもう次の質問者の渡部さんが到着されたようですので、二つほどもう一度まとめの意味で伺っておきたいと思うのですが、最初に申し上げました今度の事業団の組織のあり方でありまして。まず私は、何度申し上げてもよいと思うのでありますけれども、海外移住事業団というものをこの中に入れるということには何かなじまないもの

を感じるわけでありました。現に海外移住事業団を相手取って、南米移住で失望し、苦闘十一年借金だけ残って帰ってこられた方が提訴いたしております。この事件が、非常によく物語っているように思うのであります。一方これに入ってもしかるべきだと思ふようなものが実は入っていない。

私の最近の個人的な経験ですけれども、イリノイ大学のある先生が、大学間の交流をしたいというところで相談がありましたときに、今度日本では何かこういう法律が、新しい事業団ができるそうで、その中に編入される国際交流基金を使いたいのだ、こういうような話でございまして。いや、これは実は入っていないのだ、そんなことを説明してもしかたがないから私は黙っていましたけれども、そういうようなことでございまして。一方入ってもいいのじゃないかというものは入っていないから、入るのはどうもなじまないのじゃないかと思うものが入っている。こういうようなことで、私は、十分練られないうちに急いでこの国会に提出されているという印象をぬぐい去れないのであります。

これは論理的にいえばやはり技術協力を幾つかに分けるべきだと思いますが、大体三つに分けたらどうかというふうに思うのです。まず政府援助、無償でやるもの、これを一つのグループ、第二としては資金協力、これは政府援助、有償でやるもの、第三には貿易を通ずる援助、民間でやるもの、こういうような大まかに三つに分けて、少し論理的に分ける必要があったのじゃないか。それに従っていろいろな従来の事業団なり機関を統合するならばかなり意味があると思うのであります。そうしませんが、これは私はある人から聞いたのでありますけれども、たとえばOTCAですか、海外技術協力事業団の仕事はこれは無償であります。無償であるために、かなり海外では評判がいい。ところが今度一つの大きな中へ入ってしまうと、金を取るものと同じような仕事の中でやるわけですから、そうするとせっかくの名声に影響が薄くなるというように十分あり得るの

じゃないか、こういうふうに思うのです。

したがって、第一部門、第二部門、第三部門というふうな論理的な分け方が実は必要であって、それに従って統合をするならば、またこれは新しい国際事業団をつくる意味はかなりあったと思うのです。したがって国際交流基金などは、これは無償でやるものの中に当然入れるべきであるというふうに私は思います。こういう点をもう少し考えるべきではなかったか。また政府援助で統合するならば、たとえば海外経済協力基金とかあるいは日本輸出入銀行とか、そういうようなものはむしろこういう中で一つの仕事をすべきではなかったか、こんなようなことを感ずるのであります。そういうようなものも少し整理したるべきであります。ものをもう少し練っていただきたかったように思うのであります。

そのことから、いま言ったように、世間の人は当然入ると思うような国際交流基金というものがこのへんに入らないというふうなことがもう起こってきているのであります。この点を一体どういうふうにお考えになるか。もう出ちゃったものはしょうがない、こういうことであるのかどうか。理事の数が十二名、監事三名、要するに役員は十八名にもなるわけですが、こういうような膨大な役員がはたして必要であるのかどうか。一事業団について何人ずつというふうな割り当てでやっているのかどうか私はわかりませんが、一体この十八名の役員というのはそれぞれ任務分擔があつてやるのか、ただそれぞれ関係している役所の利益代表者として入ってくるのかどうか。私は、こんなに十八名も必要はないのじゃないか、ほんとうに仕事をやるつもりなら五名でも六名でもやるのじゃないか、こういうふうに思うのです。それからもう一つ、この国際協力事業団法案を見まして、私は、この統合の過程で、ここで働いておる職員の方々は一体どういふことになるのか気になるわけです。これを拝見しますと、たとえば海外移住事業団の解散のところを見ますと、

附則の第七条に「海外移住事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。」と、こうなっております。こういう場合に、この中に、たとえばこの労働契約、労働条件などがそのまま継承されるのかどうか、あるいは幾つかの事業団でそれぞれ労働条件が違つてゐる場合に、これはやはり同じ事業団で働く以上は同じ待遇というものが保障されなければ意味ないと思ひます。士気に影響すると思ひます。

そういうような問題について、これをほつておくとかあるいは足して二で割るというふうなことはなくて、やはりみんな高い水準にならして、合わせてやらないと、いままで低かったところに對して、おまえいままで低かったのだからそのままでいいということでは、この事業団の中で同じ職員として働く意欲というものは出てこないのじゃないか、こんなようなことも私はおそれるわけですが、實際今回の機構統廃合につきまして、私がいま指摘いたしました三つの問題点について政府当局の御答弁をいただきたいと思ひます。

○御政府委員 第一番目の御指摘は、いまの無償と有償と貿易というふうな三つのカテゴリーに分けて、それぞれの機関を整理すべきではないかという河上先生のお考えでございしますが、これはまことに傾聴に値するりっぱなお考え方かと存じます。ただ、今回この国際協力事業団をつくり出すときに考えました一番の問題点は、この資金協力と技術協力というものの結び目に何かうまくいかない点が従来あつたのではないかと、並びに政府がやっております協力と民間がやっております経済協力との間の、いわば連絡と申しますか、調整と申しますか、そういうところに若干の欠けたものが従来あつたのではないかと、いふような点から考えまして、この新しい事業団を考え出したわけでございます。決していまこれによりまして今後の経済協力のやり方の理念を恒久的に一定化しようというふうな大それた野心を抱いてつくつたものでもございせんし、この事業団が

全部を総合しようというふうなことを考えたわけでもございせん。したがしまして、先生御指摘のような、海外経済協力基金でございまして、日本輸出入銀行でございまして、あるいはまた国際交流基金といったようなもののお仕事は、それぞれの分野でそのまま残されておるといふのが実情でございまして。

確かに文化の面におきます協力という点からとらえれば、国際交流基金のやつてまいります仕事はかなりユニークなものでございまして、御指摘のようには無償協力という点から見れば技術協力にも非常に近いような、あるいは政府のやっております無償協力にも非常に近いような点はございまして、文化という面のユニークさをかなり發揮していくものがあつてもいいのじゃないかということで、この国際交流基金はそのままとあえず残してあるわけでございまして。

第二点、役員の数が全体で十八人にもなつて多過ぎないかということでございしますが、これはもちろん、新しい事業団ができて以後に、この仕組みの問題というものはその事業団において考えられることでございまして、現在のところ私もといたしまして、どういふふうなやり方が一番適當しているかということについてまだ最終的な結論には到達しておりませんし、私どもが最終的な意見に到達するということではございせんけれども、やはりこれだけの人数がおればそれぞれの分擔の仕事ができるというふうな考えがごく自然ではなからうか。したがしまして、これだけの人数の人たちに、この人はこういう仕事というふうに分けてやつていただくような考え方が出てくるのではないかと考えております。それからまた三番目に、この事業団の仕事に従事いたします職員の問題でございしますが、これにつきましては、御指摘の附則の七条ですが、そういうような問題で一切の権利義務の引き継ぎというふうなことがございしますが、その中には法律論としてはそういう雇用契約とかそういうふうなものも含まれてくるのだというふうな従来解釈され

ておるようでございます。

しかし、これにつきましても、新しい事業団が
できまして、現在二つの事業団に分かれて、それ
ぞれの事情に従ってそれぞれの事業団が理事者側
と労働者職員側との間で仕組みをつくっているわ
けでございますので、そういった過去の経緯、そ
れから今後のこの事業団のあり方というようなこ
とを考えて、新しい事業団において十分に、いわ
ばある意味では段階をつける必要がある場合には
段階的に、そうでない場合もあるかもしれません
が、考えていってほしいというふうに思ってい
ます。

○河上委員 いま最後の御答弁ですけれども、新
しい事業団では、過去のそれぞれの事業団にある
労働条件あるいは雇用条件、そういうものでこ
ぼこはこれは残すということではなくということ
ですか。

○御政府委員 先ほどの御答弁の趣旨といたし
ますところは、やはり一つの事業団になりますわ
けでございますから、公正妥当な方向に次第に調
整をはかっていくという趣旨でございます。

○河上委員 それはもうやはり士気にもかかなり影
響いたしますので、当然同じ事業団であるとする
ならば、これはやはり全職員同じ待遇を与えなけ
ればならない、私はそう思います。過去のいろ
いろな労働条件、それぞれの事業団の組合でかち
とった一つの条件というものは、やはりそれは引
き継がれていくべきものだと思ふのです。そ
の点誤りのないようにはいたしたいと思ひいま
す。

最後に、もう時間ありませんが、私が、先般
の本会議質問でも申し上げましたように、国際協
力につきましても、あるいは海外経済援助、国際協
力というような問題につきましても、機構だけが先
走っても国際協力についての理念というものの確
立がないとうまくいかないのじゃないか、こうい
うことを強調したいのであります。

最後に外務大臣にお尋ねをいたしまして私の質
問を終わりたいと思ひますが、いまこのような非

常に流動的な世界経済の中で、国際政治の中で、
そしてまた開発途上国が資源に対する恒久主権と
いう、そうした主張を強めている中で、北側先進
工業諸国が富んでいて、開発途上国は貧しいんだ
という考え方が、実はそうではなくて、むしろそ
れは逆である、北側がもろくて南側のほうが強い
のではないかとというような反省が石油危機を契機
に起こっている今日において、日本が開発途上国
に対し援助をしたり、あるいは協力するということ
は一体どういうところに理念があるのかというこ
とをやはりここで明らかにしておかないと、外貨
がたまったときはあわててやるし、今度はなく
なっちゃったらやめようかというようなわけには
いかないのじゃないかと思うのです。そういうこ
とを踏まえまして、大平外務大臣に最後に国際協
力、日本のような資源小国が国際協力をやるのは
どういうところにそもそもの根拠があるのか、意
味があるのかということをお伺いしたいのであり
ます。御所見を承りたいと思ひます。

○大平国務大臣 一つ世界社会の中におきまし
て、お互いの助け合いをしていくというのは当然
世界の平和、安定の維持のためにはならぬ
ことだと思ふのでございます。いま経済協力の問
題が提起されたわけでございますが、これはただ
いままでのところ、先進国と開発途上国の間の格
差が年々拡大していくようでは世界の平和に
役立たない、世界の平和を危険におとしめるお
それがあるという意味で、国際機関で提唱され、
その仕組みがいろいろ検討されて実行に移されて
まいったわけでございますので、日本といたしま
しては一応各世界社会に仲間入りさせていただ
いて以上は、人並みのことをせにやならぬとい
うことでございまして、わが国の力量に相当した
貢献を世界の安定のためにいたすということにな
ければならぬと思ふのでありまして、わが国の利
益のためにやる、わが国の都合によってやるとい
うのじゃなくて、一つの国際的な責任であり、義
務であるということにいたしてまいらなければな
らぬと思ふのでございます。

ところが、現在のようにここ最近非常に基盤が
変わってまいりまして、強いもの必ずしも強くな
いという状況になってきた場合どう考えたらいい
かということでございますが、それはたまたま私
が先ほども述べましたように、われわれはそうい
う意味で資源的には持たざる国でございますけれ
ども、しかしわれわれ目に見えぬ資源を持つてお
るわけでございますから、この両方の調和ある仕
組みをたねんにつくり上げていくということに
経済協力を発展していかねばならないのでは
ないかと思ふのであります。

それまた第一義的な目的は、やはり世界の平
和と安定のためになすべきことをなすということ
でなければならぬと思ふのであります。てまえ
がってなことを考えてはいけないと思ふのであり
ます。しかし、そうすることによって、お互いが
互恵的な結果を享受することは差しつかえない
ことで、望ましいことであると考えておるもので
ございます。

われわれといたしましては、理念と申しますと、
これはあくまでも第一義的に世界の社会の一員と
して、われわれの立場におきまして国際的義務と
してやるべきことをやるのであるということ。そ
れから第二はやはり相手国の立場、相手国の意欲、
相手国の計画、相手の国の努力というものを踏ま
えた上で、それに対して謙虚な協力をしてまいり
たいということではならぬと思ひます。しかし
ながら、同時に、第三には、わが国の力というも
のを活かしてまいらなければならぬわけござい
まして、われわれの協力いたす能力というものを
十分はかりながらやってまいらなければならぬ
ものと考えております。

○河上委員 いま大臣から伺ったわけございま
すが、これから明日始まる国連資源総会あるいは
六月の海洋法会議その他そういう国際会議が次々
と開かれる中で、やはりそれにあたえられるような
理念というものをわれわれは持たないといけな
いのかと思ふのでございます。いまの大臣
のお考えも、また私どもとしていろいろ検討さし

ていただきたい点もたくさんあるわけですが、そ
のことを含め、あるいはその機構の仕組み、編成
の上でやはりいろいろまだ納得できないようなと
ころもあるわけでございます。理事の数の問題な
どもございしますが、そういうような問題を含めて、
また後日質問の機会を留保させていただいて、
きょうはこれで終わりにいたしたいと思ひます。

○木村委員長 渡部 一郎君。

○渡部(一)委員 ただいま議題となつております
事業団法案に關し、通産省、外務省、農林省から
御説明を受けたのでありますが、各省庁とも力点
の置き方がだいぶ違いますので、その辺からまず
お伺いをしたいと存するわけであります。

まず、本法案に對し私が承つた限りにおきまし
ては、この国際協力事業団法案の目的、第一条の
書き方がきわめて不的確なものでなからうかと私
は思ふわけでありまして、それはなぜかと申しま
す、第一条を読んでみますと、三省庁管轄の事項
を一所にまとめようとした御努力は、これは非
常に技術的な背景があつたということはわかるわ
けですが、日本外交として、国際協力に對してど
ういう態度で臨むかという基本的な意向が鮮明に
されてないわけでありまして、

つまり、河上委員もいま何回か御質問されてい
るわけでありまして、一体国際協力事業団は何も
のなか、ほんとうの腹の中は何なのかという、
そのフー・アー・ユーという問いかけに対する答
えがないわけでありまして、これは国際協力事業団
の仕事の中身の一部分を次から次へと部分的に表
明して足し合わせたものである。ですから、これ
は人間であるならば、この人間は歩くのであると
か、しゃべるのであるとか、めしを食うのである
とかは書いてあるが、この人間が悪人なのか善人
なのかは書いてない。国際協力事業団法というこ
の法律は、その意味ではきわめて不可解な法律で
はないかと私たちは思ふわけでありまして、した
がつて、この間の御審議でその辺が明らかになれ
ばいいし、明らかにならぬならば、これは奇形
児であると私は思ひます。

その理由のまず最初を申し上げますと、簡単な例で幾つかお話ししたほうがよろうと思うわけでありまして。これは四月六日の朝日新聞の中から切り取ってきたのでありますが「東南アジアの女性たち」というのが同紙に連載されております。その中で、サイゴンに住んでいるゴ・バ・タン夫人という人の物語が、こういう小さな連載で書いてあります。これは何か書いてあるかといいますが、このゴ・バ・タン夫人というのは、ベトナムの中で、共産主義者かあるいは政府かという二重対決構造の中で、女性こそ平和の力であるというので、生きる権利を要求する婦人運動という五十万人の運動を組織し、サイゴン政府に対して抵抗した人でありまして。獄中に投獄され、この第三勢力の平和運動がどれだけの弾圧を受けたかは想像にたかたないわけでありまして。せつけん水を飲まされて発狂した十五歳の少女、天井からつり下げられ打たれて気絶した女子学生、乳房や性器を焼かれ、暴行された娘たち、打たれて肉がとび出した妊婦、電気ショックでベッドにのたうちまわる中年女性、神経組織を破壊されて半身不随で横たわる六十七歳の女囚——地獄をかいま見た米人女性やフランス青年の証言はすさまじい。」とここにのべておられます。

このタン夫人たちの運動というのに対して、私たちが見ているところでは、独裁政権に反対し、独立と平和を求めたというこの運動に対してはこれほどの弾圧が加えられている。その当否は本日は論じないことにいたしますが、このようなベトナムのある意味の文化人たちが、あるいは市民たちが何を最後に要求しているのか。「私たちを弾圧する政権に経済援助をしないよう日本政府にいつて下さい。」というのが悲痛な最後の願いであります。「私たちを弾圧する政権に経済援助をしないよう日本政府にいつて下さい。」という表明は、対立構造にある後発国の政治的不安定状況の中にあつて、幾つもの幾つもの問題点が起つてくるわけでありまして。したがってわれわれは、これは日本国として国際協力事業をするという善意があるにかかわらず、受け取る人が欲するような国際協力でなければ初めから話にならぬということはおわかりのとおりだと私は思います。そうすると、なぜこういう国際協力事業団が対立する構造の中の腐敗政権を味方にするというニュアンスを含めたこうした目的で出てくるのかということでありまして。何ら弁明が書いてないではないか。ふしぎなほどこの国際協力事業団というのはそういう政治セクセス皆無、ノンポリ型の協力事業団として出ようとしている。そうしてそのノンポリは、善意のノンポリではなく、そうした内政干渉を行なうことについて、まるでフリーハンドを持つために用意されたかのごときこうした国際協力事業団法ができてきたのであります。私はここに官僚主導型の最悪のケースを見るのであります。

この第一条の中に「もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し」と、たった一行書いてあります。七行の中のたった一行の半分「もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し」と書いてあるだけ。その社会及び経済の発展に寄与するためにわれわれのほうにどういふ配慮がなければならぬかということについては何一つ触れていない。これでは私は、こうした事業団を今度つくりますというこの法案を持ち出して説得するとき、説得性はきわめてないといわなければならぬ。しかも関係三省庁のこの事業団に対する設立の目的の章を並べてみますと、その辺の配慮が行なわれていない。私は、外務省がこれは特にメインとしてこの事業団法に対して責任を持たれる省庁である以上は、これはあまりにも外交欠落というか、外交セクセスが欠落していただけないのか、ちょっと遺憾に思っているわけでありまして。私はその意味で、これに対して外務大臣にどういうおつもりであったか伺いたいわけでありまして、外務大臣のふだんのお気持ちはわかってないわけじゃありません。ですから私は、外務大臣、これはあまりできがよくないと申し上げるしかない。この総則はとんちんかんです。少なくとも他

国に持ち出して通用をする総則ではない。そんな悪い気持ちはわがほうは持ってないよという日本人の一番悪いのがここに出てきておる。察してくれよ、そんなことをするわけがないじゃないかなどとおそろく言われる可能性があるわけでありまして。これは国内で通用する理論であつて、国際的に持ち出すこの事業団がこんなお粗末な目的でいいのでしょうか。私はその意味では外務大臣がここでこれを鮮明になさる必要があると思う。それは私への答弁だけでは足りないと思つておる。その辺を、まず基礎的な認識からお伺いしたいと思つておるわけでありまして。

○御政府委員 ます、日本の対外経済協力の基礎的な理念と申しますものは、私も機会のありますごとくにたびたび申し上げておることでございまして、発展途上国と先進工業国という二つの世界のグループが現在までできて、日本はその先進工業国という範囲に入つておる。その場合、世界人類の福祉の向上のためには、発展途上国に対して先進工業国がその経済発展を援助してあげて、一日も早く経済発展ができるようにしてあげるといふことが最大の目的であるということをおかねがね申し上げておるわけでございます。これはもちろんこうすることによりまして、いろんな意味でその経済協力を進めようとする日本につきましても、大きな意味での利益に合致するところであると考へておるわけでございまして、このことは第一章第一条の中に特にあらためて書き上げるといふ必要のあることではないのでございまして、従来通常こういう事業団等の目的を書きあらわしますには、ほほこういうような、主としてその事業の目的とするところを書きあらわしているだけで、その基礎に横たわる理念についてそれを明確にここで書きあらわすというふうなことは、あまり行なわれておりません関係もございまして、こういうような書き方になった次第でございまして、基礎的な理念といたしましては、いま申し上げましたようなところに置いておるというこ

とでございまして。

○渡部(二)委員 そういふお答えのしかたをなさるから、私はゴ・バ・タン夫人のあれをわざわざ持ち出したのです。あなたみたいな説明で、ゴ・バ・タン夫人という人は一体納得しますか。それだからだめなんだとよくは言いたいのです。開発途上地域の経済を進展させるという美名に隠れて、いままでも日本側がしたところでは重大な過誤もあり失敗もあった、それは経済協力に対する基礎的な原則がきまつていなかったからであるといふことは、外務大臣が言われているのですよ。アフリカ開発基金の審議の際に、私は経済協力の問題について申し上げた。それに対する基礎パターンのできていなければ、今後の日本のこうした問題ではいつでも問題が起る旨申し上げた。外務大臣はそれに対してゆるやかにそれを認められて、すでに答弁があるではありませんか。

だから私は申し上げておるのです。このパターンは一体平和五原則を守るのかどうなのか、中でも内政干渉の原則を守るのかどうなのか、そういったことを日本政府は鮮明にしなければならぬ。この法案の書き方では、いままでもこういう法案はこういう法案の書き方だからこういうやり方なのですよといふのは、一官僚の答弁にしかすぎない。われわれは明らかに政治行為をなさうとしてゐるのですから、いままでのしきたりがどういふにとらわれる必要はないと思つて。もしそうだったら、どうしてこれに対して、この法案を出すにあつて、特殊なる総理あるいは日本政府の見解なり基本原則なりを打ち立ててこれに添付しないのですか。そうしたやり方だつてできたはずじゃないですか。これでは内政干渉するかどうか、その一つすらもわからないじゃないですか。御座さんはどう思われますか、それを。

○御政府委員 わが国が政府ベースの経済、技術協力を進めます場合におきまして、相手国の政府とあらゆる取りくみを結んだりしなければならぬことは御承知のとおりでございまして、それ以上私どもはいわゆる内政干渉とかそういうよ

うなことをやる考えは毛頭ございません。

○渡部(一)委員 あなたの言い方と似た言い方は、農林省のこの御説明の中にもあるのです。農林省はこの事業団法にあたって明確に書いてあるのですけれども、「海外農林業開発推進体制の整備の必要性」という文書が四十八年十一月付で出ているのがあります。この中に「海外の農林業開発を推進する場合においては、相手国政府に対する支援を重視し」とはっきり書いてあるのです。その意味ではいま御巫さんの言われたのと同じですね。まさに同じです。要するに相手国政府を支援するという態度が明確なんです。

ところが、まっ二つに分かれている南ベトナムのような場合だったら、どっちを応援するのですか。革命政権側を応援するのですか、それとも表側の政権を応援するのですか。その辺が何にもないじゃないですか、これには。

○御巫政府委員 その問題につきましましてはかねがね大臣その他の政府委員からも御答弁申し上げておりますとおり、わが国が南ベトナムにおきまして相手としておる政権があるわけでございますから、その政権と約束をして、政府ベースの経済協力はその政府と約束をしてやっていくということでございます。

○渡部(一)委員 それは不穏当ですよ、御巫さん、そこまでする言われるのは。日本の外務省はそういうふうに両者対立しているところの経済援助については、いままできわめて控えてきたのですよ。それは通産省にお聞きになったらわかる。そういう対立してチャンバラをやっているときに、戦火が終わるまでの間に一方にどつと押していくというやり方はきわめて不穏当ですよ。それならカンボジアはどうなるのですか。どっちを応援するのですか。カンボジアも、いま落ちなんとしているそのカンボジア政府に対してあなたは応援するとおっしゃるのですか。

○御巫政府委員 私のただいま申し上げました御答弁の趣旨は、政府ベースの援助をいたします場合の約束の相手方は、現在日本が相手としておる

政府であるということをお願いすることでございます。

○渡部(一)委員 そういう小細工の答弁では話になりませんから大臣に伺うのですけれども、援助するということは強大な政治行為なんです。これはノンポリ型のものであり得ない。日本がどういふ経済援助をするかというのは、強烈な政治援助であると思えます。そうすれば、その対立した両国の間に国際協力とか経済協力とかいう名前を駆使して妙な応援のしかたをするということ、日本の外交をくつがえしてしまおうおそれがある。対立している両者間に火種をさらにかきたることにもしないかねないと思っております。その辺は大臣は私と御意見を同じくされると私は信じます。

ですからこそ私が申し上げているのは、協力事業団法案のこれではその辺が不明確ではないかと申し上げているわけです。少なくとも騒動を起こしているときには、その騒動を起こしておる一方に援助するなどという不謹慎なことではないのだという意思表示を何らかの形でしなければ、この協力事業団は一体何をしたかということになりかねない、私はそう思うのですが、いかがですか。

○大平国務大臣 まず第一に御了解いただきたいのは、国と国との関係につきまして国交を持つということはどういふことかと申しますと、渡部先生も御承知のとおり、相手の国の政権を政治的に、道義的にサポートするという意味ではないのであります。その政権がその地域におきまして有効な支配を及ぼしておる事実を評価して、その国とわが国との関係を取り結ぼうということでございます。したがって、その国と国との関係は、イデオロギーが違っても政治信条が違ってもよろしいわけでございまして、外交関係というものはそういう観念でございまして私は承知いたしております。

したがって、第二の問題といたしまして、その国に対して経済援助をやるということは、あなたは非常に政治的な行為だということを申されまし

たが、ある意味において政治的な行為だと思っております。しかしそれは、私どもがその政権に對しまして、その政権を道義的にあるいは政治的にサポートするためにやっておるのではなくて、先方の要請がございまして、その要請をわれわれが吟味いたしまして、日本政府の考え方といたしましてその国の国民の方々の福祉の向上に役立つ、そういうプロジェクトであって、日本の立場において実行可能なものでございますならば、それを日本として援助を決定しようということでございます。したがって、そのことはその政権をささえるためにやっておるわけでないということを御了承いただきたいと思います。

しかしながら、それを実行に移す場合に手だてがございせんから、われわれが相手にしておる政府を通じてやるのだということが第三のことになってくるわけでございます。

ところがいま御指摘のように、ベトナムでございましてとか朝鮮半島であるとか、いろいろ紛争というかトラブルがあるところにおきましては現地的情勢は定まっていなくてございまして、場合によっては、いずれが主流であり、いずれが傍流であるかさえわからないという状況も現実の世界ではあるわけでございます。その場合にわれわれは現地の情勢がおさまるまで本格的な援助を慎んでまいったわけでございます。ただ、戦禍にさいなまれた難民の救済というようなことが国際赤十字等の国際機関等で実行される場合には、日本政府といたしましてそういう第三の機関を通して援助するということはやっております。

援助するということはやっております。また、戦禍にさいなまれた難民の救済というようなことが国際赤十字等の国際機関等で実行される場合には、日本政府といたしましてそういう第三の機関を通して援助するということはやっております。また、戦禍にさいなまれた難民の救済というようなことが国際赤十字等の国際機関等で実行される場合には、日本政府といたしましてそういう第三の機関を通して援助するということはやっております。

その国民の福祉向上という点に日本政府はねらいを定めてやっておるのであるということの御理解をいただきたいと思います。

それでは、この国際協力事業団は、そういう経済協力政策の実行機関の一翼をになうと国際協力事業団法にちゃんと書けばいいじゃないか、書いてないということはいけなないじゃないかという御指摘でございます。これはそういう援助の本旨なるものを法律に書くべきかどうか、それとも一般的にわが国の援助政策というのは別な政府の声明なり政策の発表なりを通じてやるべきか。これはどういふ方法でやるべきかは、どちらがいいかという問題でございまして、そこに書いてないからといってそういうことが忘れられているわけでは決していないわけでございます。

いままで日本政府のやり方といたしまして、この種の法律に国際経済協力の基本の理念をうたうというふうなことをしてまいっていないわけでございます。そして、そういうやり方をやってきましたこととでございます。そのことは経済協力理念が確立していない、あるいはそれをいかにしろしておるという意味では決してないわけでございます。それはこの法律に書くことなく、日本政府といたしましてはそれを堅持して実践してまいるわけでございまして、そのように御了解を賜わることができればと思います。

○渡部(一)委員 いま外務大臣は、経済協力に関する理念というものを別にないがしろにしておるわけではないと、るる御説明をいたいたしたわけで、私はその意味ではたいへんうれしく思っているわけですが、問題は、今日までそれがまともて表明された例がないわけでありまして、まことに悪いのですけれども、この国際協力事業団法案の審議にあたっての関係資料というこんな厚いのを外務省はくださいました。これは世界で何がわかっていふことについて確かによくわかります。ところがこの中において、わが国が経済協力に關してどうしたかは基本的な資料はございませうが、どういふ意思でやったかについては一枚も

ないのです。要するにわが国はそういう基本ルールをきめてきちんとするというよりはきりないのかいやなのか、そういうものがいままでの外務省になじまなかったのか存じませんけれども、ともかくそういうルールが明確でないところが、わが国の経済協力というものを全般を不当に発展させないに解き放たされたという側面があることはいない事実だと私は思うわけであります。

したがって、いま外務大臣がお話しになりましたのは、私に対する御説明はある意味では非常に簡単な、全然わからない人に初めて言ったのではなくて、ある部分を述べられたと私は理解したいと思うのです。ですから、諸外国とこれから接触がますます深まるにおいては、その辺を政府として意思をまとめられてその原則を明示される必要があるのではないかとと思うのです。そうしないといふ大臣みずからアフリカ基金の審議の際にはそういうのはうまくまとめているのだとおっしゃいました。そのままになっており、いまだ私はそれ以後の明快な御説明を承っていないわけであります。

したがって、本委員会での討議が終わるまでの間に、大臣として経済協力あるいは国際協力に関する基本原則に関して整備した形で今後のルールになるような御説明をいただきたいと思うのですが、いかがでございますか。

○大平国務大臣 政府の経済協力に対する考え方は総理の施政方針演説、私の外交演説それから国連における政府の首席代表の演説あるいはエカフェその他各種の国際機関における政府の政策の宣明、あらゆる機会を通じていたしておるつもりでございます。しかし、この声明ないし政策の宣明が、渡部先生がおっしゃるやうに間然するところなく非常によくできておるかどうか、そしてそれが関係国の理解を十分得ておるかどうか、あるいは国内におきましても国民の熟した理解を得ておるかどうか、支持を得ておるかどうかということになると、前々から申し上げておるやうに私も決して十分であるとは思わないわけござ

います。そういうことをやっていないのじゃないかということではなくて、それはやっていることはやっているということでございます。いままで政府はそういうことをどういう機会でもういうことを全世界に対して申し上げたかということ、整理いたしまして資料として差し上げたかと思ひます。

それから、その中でなおわれわれがもっと発展させなければならぬ、もっと改善させなければならぬと思う点がございします。なおそういった点も究明するにやぶさかではないと思うのであります。しかし、この法律の条文にそういうものを書くか書かぬかということ、慣例といたしましてそういうことはいままでやっていなかったといふことでございます。国会の御意思としてそういうことは書くべきである、福祉関係の立法におきましては憲法第何条というやうなものをちゃんととうたうというやうなことが、この法律の目的を徹底させる上において非常に大事だということもある意味において理解できるわけで、そういうやうに福祉立法というのはいくべきであるという見解も私は確かにあると思ひます。

でございしますから、そういうのでいくか、理念の発表は別途の方法によるか、それは一つの考量、選択の問題だと思ひますが、政府はいままで法律の条文の中でそういう理念を鮮明にするというやうなことはしなかったといふことだけを御理解いただきたいと思ひます。

○渡部(一)委員 委員長にお願ひするわけでありますが、いま外務大臣から、経済協力に關しての從來までの政府の方針、説明等を整理して資料として当委員会に提出すること、並びにそれらについて改善すべき点は究明して提出されることをお約束なさってくださいましたので、さようおはかりを願ひたいと存じます。

それから、その理念の件に關しては、日本国憲法は理念の象徴であります。これは法の中の最高法規であると同時に理念を表明しているものであります。また、こういう意味ではいろいろな例が

あるわけでありますが、何をやるかの目的が現実的に即して行なわれる場合は技術的な文章でいいと思ひますが、この場合には、この国際協力事業団は明らかに外国へ出かけて仕事をやる事業団であります。ゆえに、日本憲法の範囲内で日本国内法の常時監視の目にあるものではない。したがって、諸外国がこれを管轄しようとした場合、諸外国に進出した場合、その辺の説明が明示されなければ話にならないかと私は申し上げておるわけであります。したがって、この目的の項があまりにも技術的に過ぎて、そうした方向性というものを単なる理念と技術とのちやうど間くらしいものももう少しあつていいのではないかとこの感じがしたわけであります。ですから、その意味の私の提案であると理解していただきたい。

そして私は理念の面では、この案を国会において審議するにあつては、政府の何よりもまずべきことは、国際経済協力に關する基本方針はかくしかじかのものである旨がここで明示されて、資料としてよりも、委員会に表示されるだけでなくて、この法案とセットされて提出されなければならぬ。そうでなければ諸外国に対する説得力を欠くのではないか、こういうつもりで申し上げたわけであります。その辺はおそらくおわかりいただけると思ひますので、今後の御審議の途中でその辺を明快にさせていただきたいと思ひております。

○大平国務大臣 いままで宜明いたしましたのを全部収録いたしました整理してみたいと思ひますし、なお今後考えなければならぬやうな点を検討いたしました。資料として御提出申し上げます。そして本事業団法案を御審議するにあたりまして、経済協力の基本理念というものについて日本国政府はどういうスタンスをとっておるかということ、仰せのとおり鮮明にさるべきだということとは、仰せのものと存じますので、そういうことが鮮明になるやうに資料を提出申し上げ、あるいは、この法律に關連してどのやうにやれば政府として渡部委員がおっしゃるやうな目的に合致するの

か、その辺の方法につきましては、もっと検討させていただきます。

○渡部(一)委員 それでは農林省にお伺ひするわけでありますが、いまの御討議は外務省との間で私はいたしたわけでありますが、農林省はこの国際協力事業団法案の中で一体何を意図されておるのかということでありまして、それは私は、農林省の考えの中で外交的なことを農林省にわざわざ伺うわけでありますが、農林省は国民に対する食糧の安定的供給を確保するためにいうことを真正面からうたったやうした資料を出された。また農林省はこの中で、「農林業及び鉱工業の開発に協力する見地から」と、この目的のところにはなっている。また「海外農林業開発と国際協力事業団」というパンフレットがありまして、その頭のところ「同事業団設立の大きなねらいの一つとして、海外農林業開発の推進がある。」とされる。その中で何が書いてあるかという、わが国の食糧の確保に關して大きな意味があるのだというやうな意味合いがここに書かれている。また「世界の食料需給の現状と展望」という農林省官房企画室のこの御説明によれば、世界の食糧需給はきわめて逼迫しており、それに対して需給を確保することの必要性が論じてあり、また「農産物需給の展望と生産目標の試案」の概要という四十七年十月の資料によれば、これまた農産物の生産の見通しにあわせてその需給問題が示されているわけでありまして、また昨年の十二月の「特定農林産物の需給動向と見通し」という書面にも、資料だけではありませんが、その辺が示されている。

こうした資料を農林省側が御説明として私にくださった意味合いのものは何であるか。要するに食糧が足りないんだ、足りないんだから海外から持つてこなければならぬのだと言わんばかりの資料をここで四枚私のところにお届けになったわけでありまして。したがって、農林省の意図されるのは、わが国の食糧が足りないんだから海外で食糧をつくり上げて日本へ持つてくる、すなわち開発輸入というのだそうでありまして、開発輸入をす

ることを目的として国際協力事業団を運営する、
こういうことが第一義なのかどうか、まず伺いま
す。

○岡安政府委員 私どもは、いま先生御指摘の各
種の資料等で明らかにいたしておりますように、
国民に対する食糧の安定的供給の確保という責任
を肩負っているわけでございます。ただ、私ども
その手段といたしましては、第一義的にはやはり
国内におきまして生産可能な食糧はできるだけ国
内で生産をするということにあると思っております。
その方向で努力はいたしておりますが、しかし、
国内では完全に自給できないものが確かにございま
す。これはやはりこれを国外に求めまして、その
安定的な供給を確保しなければならぬ。その方
法につきましては、世界の各国との間におきまし
て、商品協定等の方法によりまして量並びに価格
の安定をはかる方法もございまして、また二国間
におきまして長期の輸入の取りきめをするという
方法もございまして、また、それ以外に、いま議題
になっております海外農林業の開発を通じて
開発輸入の促進をするという方法もあるわけでご
ざいます。

私どもは、やはりその第三番目の海外農林業の
開発によりまして開発輸入の促進ということ、現
在わが国の農林産物の輸入につきましては、その大
部分が特定の国から大量にこれを輸入しておると
いうような現状がございまして、その問題はもちろ
ん、供給の側におきまして事情によってそういうよ
うなことになっておりますけれども、安定的な供給
の確保のためには供給源の拡大並びに多角化とい
うこともぜひ必要であらうというふうに考える
わけでございまして、そのためにはやはり現在は
供給余力が十分にはないけれども、輸入農林産物
を今後大いに振興したいというふうな考えであ
る国もございまして、そういうような国々に対
しましては技術並びに資金の援助をいたしまし
て、まずその当該国の需要を満たす必要があれば
それを満たしまして、余力につきましてはわが国
のほうに供給をしてもらうということが、長期的

に見てぜひとも必要であるというふうな考えて、
今後ともそういう施策をいたしたいと思ってい
るわけでございます。

ただ、念のためにつけ加えますと、国際協力事
業団が意図しております海外農林業の開発事業
は、先生御指摘の開発輸入、わが国に農林産物を
入れる、また入れることが可能であるというよう
な事業だけを協力するわけではございません。中
には自国の人口問題、食糧問題を解決するため
は事実資金が足りないというところもあるかもしれ
ません。で、計画といたしまして、輸出の余力は当分
はできないというところもあるかもしれません。
しかし、そういうところに対しまして、当然私ども
は国際協力事業団の事業を通じて、農林業
の開発の援助はいたしたいというふうな考えており
ます。

○渡部(一)委員 これは外務省のほうにもよく聞
いておいていただかなければならないのは、両省
共管の問題なものですから、両方の説明が私は
混乱していると思うのです。そのまず第一のお話
を申し上げなければならぬ。

ここに農林省からいただいた「特定農林産物の
需給動向と見通し」、こういうリストがあるの
です。この中に数字があるのですが、トウモロコシ
の輸入は、日本では米国、南ア連邦、タイに集中
しておる。それからグリーンソーガムと書いてあ
りますが、これは飼料用の穀物のことのようにあ
りますが、米国、豪州、アルゼンチン。それから
大豆は米国、中国。それから牛肉が豪州、ニュ
ージーランドとなっているわけです。ここに出てく
る名前はアメリカが一番多い。米国、豪州、南ア
連邦、アルゼンチン、中国、ニュージーランド、
そんなようなところが食糧の日本に入れてくる国
家群としては大どころであります。

そうすると、いま農林省の言われたことは話が
二つ入っているわけでありまして、一つは、日本に
これから先食糧を安定的に輸入したい、安定的に
確保したい、国内でも自給するが、足らぬ分は安

定的に確保したい、こういうのと、それから後発
国のほうもちゃんとあけて、そこもほとんど
食糧が輸出余力ができるほど育て上げて、やがて
輸入したいというのと、二つあるわけでありま
す。

ところが、ここで明らかになりますように、こ
のデータを見れば明らかなように、開発途上国に
対する農業援助が日本のこの事業団法の目的であ
るとするならば、目的外のところ、つまり米国と
豪州とかニュージーランドとか、これは後進国
じゃない。開発途上国じゃないわけですね。しか
も日本のいま食糧需給を急速に安定化させるため
には、ある程度手をつけなければならぬところも
ある。たとえば豪州、ニュージーランドの牛肉、
こうしたものであるとかあるいは米国のグレン
ソーガムであるとか、こうしたものに対してはあ
る程度手を出さなければならぬという実情が明確
にあるわけですね。本事業団の意図とする、いま
農林省の言われたその前の部分に関しては、この
事業団は役に立たない。海外からの食糧の需給を
安定させるという意味ではないのじゃないかなと
私思うわけです。まずこの部分が私の判断は合っ
ているかどうか、それをまずお答えいただきたい。

○岡安政府委員 開発輸入という点だけについて
申し上げますと、おっしゃるとおりわが国の農林
産物につきましては、今後開発途上国等の可能性があ
る国々の中には、開発途上国のみならず、オース
トラリアとか、それから中進国といいますが、ブ
ラジルのようなところもございまして、したがって
法律の中にも、海外農林業の開発事業を行ないま
す相手国の中には、開発途上国のみならず、ほか
の国々も相手にできるように法律には書いてござ
いまして、私どもは、開発輸入という面に限りま
しては、途上国以外の国々もこの国際協力事業団
の事業対象になり得るようになっているわけでご
ざいます。

○渡部(一)委員 それはおかしいことを承るわ
けだけれども、そういうふうになるならまた話は
別なんです。この第一条の中には、「開発途上
にある海外の地域に対する」と明確にしているさ

います。それは、そう明確に書いてあるのを、
どういうふうに進進国や中進国に対する援助もや
るよう読みかえるのですか。

○御政府委員 第一条、目的の中に、二行目の
下のほうでございまして、「開発途上地域等の社会
の開発」云々とございまして。この「等」というの
が、ただいま岡安局長の御指摘になったところだ
と思っております。その点は、同じ法案の第十三ペ
ージの三の昌頭にも、「開発途上地域等」というふう
に書いてございまして、その前の十一ページ等では
「開発途上地域」というふうに限定してございま
す。その差に御着目いただければ幸いです。

ただし、私が申し上げたい点は、先ほども私が
申し上げましたように、この国際協力事業団の目
的の本義といたしましては、開発途上地域に
おきます経済ないし社会の発展というところ
を、日本が技術的になり資本的に援助してあげる
というところが、その背後にある理念の主体と
なっております。そのことについてでございます。

○渡部(一)委員 まことにひどい御説明を受けた
なと思うのだけれども、それで総則にある「国
際協力事業団は、開発途上にある海外の地域に対
する」などというところを述べる必要は私はない
かと思っております。むしろ、それならば、正確に
いって、開発途上にある海外の地域を主体として
海外技術の協力、というふうに行うは書くべき
であつたでしょう。その意味では私はこれはごま
かしだと思っております。だけれども、そのごまかしが、
そういうふうにしてきたのでありますから、そ
れをいまここでごまかす言ってもしかたないのだ
ろうと思っております。そういう妙なやり方では、私
は理解がきかぬやりにくいと思っております。

それから、後段の部分であります。岡安局長
が言われた、わが国としては開発輸入をしたい、
向こうから食糧を安定的にもらいたいという、要
するに主體的な意味があるのと同時に、今度はそ
の国を技術援助をしたい、そして余力ができた
ら輸入もしたい、こういう後段の部分があるわけ

あります。その後段の部分に関して言うならば、そうしたら私は、これはもう明らかに当国際協力事業団に農林業技術の開発はなじまないのじゃないかなと思うわけであります。

それはなぜかと申しますと、農林技術の開発というものは、たんぼを直したり畑を直したり、あるいは耕作技術を教えたりするのに時間がかかるわけです。早くて五年、まあ通常十年ないし二十年という時間がかかると思います。そしていま岡安局長が言われたのは、その国との間で商品協定とかあるいは二国間長期輸入の取りきめとかいう形で述べられましたが、これは外交のもう一つ基礎的な立場に立ちますと、その国との間に安定的な政治関係をつくり上げなければいかぬということとを意味しているわけであります。

つまり、内乱なんかが起こられては困るのであり、つまりその国と戦争が起こったら困るのであり、また、その国がほかの国と戦争を始めたら困るのであり、そういうことになるわけであります。私がさっきから外務大臣と押し問答をしておりますのもまさにそこにかかるわけでありまして、この国際協力事業団としては、内乱が起こったらそのどちらにも加わるわけにいかぬわけですね。

また、隣の国と戦争が始まったら、その国の一構成分子として戦闘に参加するわけにもいかぬわけですね。また、日本とまさにその国が戦争を起した場合には、日本と戦争するわけにもいかぬわけでありますね。そういう意味では、これはきわめて政治的な不活性な団体であることが表示されなければいかぬだろうと私は思うわけなんです。私の必配はまさに外交問題に関する心配なのです。

そこで、農林省としては、そういう問題が起こつたときに、いや、それは困る、実はその出先を守るために、この協力事業団の総裁を持たれるところの外務省に対して、何とかしてくれ、戦争を止めさせてくれ、内乱を押えてくれ、内政干渉をやてくれと言いますか、言いませんか、それをまづ伺います。

○岡安政委員 農林省のほうから、国際協力の基本に触れるような問題についての御答弁いかがかと思えますけれども、しかし、私どもの関係いたしております農林業開発を通じます国際協力というものは、先生御指摘のとおり、きわめて長期の見通しに立ったものでなければならぬというわけでございます。したがって、そういう長い期間にわたっての協力をいたしまして、その成果が十分あがるというためには、御指摘のとおり、当然わが国と当該相手国との間におきましては、平和的な友好関係が持続されなければならないというふうに考えております。

そういうようなことを期待し、また前提として、私どもは今後やはり海外農林業の開発援助をいたしたいと思っておりますが、万一というような御指摘でございますけれども、これは私どもよりも、やはり外交の主管官庁でございます外務省とも御相談をいたしまして、わが国の外交のあり方というものの沿った対処のしかたでなければならぬと思いますし、そういう意味合いからも国際協力事業団の主管官庁というものは外務大臣ということになっているのではなからうかというふうに考えております。

○渡部(二)委員 これはまだ続きますよ。農林省の方、いいですか。この間、このところに中曾根通産大臣をお呼びしたのです。そのときに何を伺ったかということの一つの中で、私がさんざん言ったのは、日本からいま日本系の多国籍企業が外へ出ていきます。その多国籍企業は、たとえばアメリカ・ソニー株式会社であるとかあるいは新日鉄ブラジルであるとか、こうしたものが出ていくわけです。そうすると、そういう国々の中には経済的に不安定な国々もある。政情的に不安定な国々もある。あるいはその巨大な進出というものは、必ず進出企業をめぐっての政治対決というものが始まりはじめることになりますね。

それでこの間から国連では、そういうように出かけた多国籍企業が、原籍の国との関係で、忠誠の問題でどうなるかというのがさんざん議論され

ているのです。そうしていま国連の中で試案で出ている話の中に、カルボー原則というのがあります。それは何かというと、出かけた企業は、その国で国有化されたり、何か騒動が起こったときに、本国政府に、おれはもうやられたなどと悲鳴をあげて、政治的圧力を加えてくれるように頼まないという原則ですね。それがいま問題になって議論されているわけです。その意味では、多国籍企業に対する国家の主権というものが回復されようとしているわけであります。

そうすると、農業はこれからであります。そして農業は、多国籍企業のように巨大でないかわりに、その国に与える技術的な影響というものは多大なものであると同時に、農業というのは、ある意味ではその進出先の国家の基礎力をなすものでありますから、農業技術者及び農業技術の開発を促すための金融措置を扱うこの協力事業団の農業部門の方々は、おそらくは外交問題の先端に位置するわけであります。そうすると、通産省が多国籍企業に対して配慮する何十倍も、あなた方はその国の政情というものに対して、きわめて巧みななる平和原則を持ち合わせなければならぬ、こういうことになるわけですね。

そのきに、出た出先で、外交問題は主管官庁は外務大臣ですなどと叫んでも、それはフィリピンで通じるか、インドネシアで通じるか。また、いきなりゲリラ部隊につかまったらときに、庁は外務大臣ですなどと叫んで通じるか。通じないとい私は思うのですね。そうすると、この国際協力事業団の中に入ったということが、農林省としては非常におそろしい結果を招いたわけですね。これは日本政府の皮をかぶって出かけていく強大な日本の経済侵略部隊だと見られる可能性があるわけです。私たちは農業技術だけを教えるほんとうの専門家なのですと叫ぶわけにいかないもののを、これは背負っているじゃありませんか。

そういうふうには私は丁寧に申し上げたのですが、こうやって進出するにあたって、外交問題に
対する見解が必要になるわけでありませう。その結

術者にあるいは金融をなさる方に、農林の専門家たちに、それを言う必要がありますね。そうすると、その人たちは平和五原則を守るのですかと私はまず聞きます。よろしゅうございますか。めんどろな言い方をするつもりはいまごさいませんから、平和五原則を守るということを農林省はわかっておられるのか。あるいは内政干渉はいかぬ、しないというふうに思っておられるのか。また、カルボー原則に似た、農業問題をたてとして、そうしたこととは十分考慮する余地があると考えていただけるのかどうか。その辺を伺うわけであります。

○岡安政府委員 おっしゃるとおり、海外におきまます農林業開発を推進する場合には、国内で農林業開発をする場合と違ひまして、きわめて複雑な国際間の問題と関連をせざるを得ないことは、御指摘のとおりでございます。したがって、私どもはただ単に技術なり資金、純粹な意味での技術なりの資金をもつて協力しようと思ひましても、いろいろな影響があるということをも十分注意してかかかなければならない。したがって、特定のプロジェクトについて対処するにあたりましては、ただ単に技術的な面だけじゃなくて、わが国と当該国との置かれておりますいろいろな関係等に十分配慮いたしまして、援助するかいなかの決定並びに援助のしかた、その後の処理等も十分考へて対処しなければならぬというふうに考へております。

ただ、私もいまあらかじめ具体的に、国際協力事業団関係の海外農林業開発につきましては、これこれこういうような態度でもってすべて処理をしろというような整備された方針というものは持っておりませんけれども、先生御指摘のとおり、非常に困難な事態に立つ場合もあり得るかと思えますので、今後は外務省その他関係のところとも十分打ち合わせいたしまして、進出企業といえますか、国際協力事業団関係の海外農林業開発をする者の対処方針といえますか、あり方につきましては、できるだけ整備された形で行動綱領というものもつくりまして、誤りのないようにいたしたいというふうに考えております。

○渡部(一)委員　そこで、農林省にもう少し伺いますよ。農林問題の話ばかり聞いて悪いのですが、これが大事な問題だということを御認識いただきたいようです。いま農林省がいじくもおっしゃったように、そうした場合の整備された方針がないと岡安さんは言われたのですよ。よろしいですか、外務省のほうは。ですから、外務省が打ち合わせをしなればならないのは、この事業団法で副總裁を何人にするかなんというよりも、一番大事な基本ルールを打ち合わせる必要があるわけですね。私はいまそれをぎゅうぎゅう詰って御巫さんを苦しめようとして質問しているのじゃないです。そうじゃなくて、いま農林省と外務省が打ち合わせなければならぬ一番大事なことは、一体平和五原則は守るのかどうか、内政不干渉原則は守るのかどうか、進出農林業に対する政治弾圧に対してどうするか、あるいはUNC TADにおける決議を守るのかどうか、天然資源に関する国連決議を守るのかどうか、そういったことに対して日本政府の方針をこの際明示する必要がある。それは外務省として答えなければならぬ。そしてそれは外務省が策めたのじゃだめなんで、これと一緒に加わる農林省が、また通産省も加わるんだが、通産省もそれをよく理解しないことには、これは経済協力、経済進出、経済侵略何国版などといわれるだけの話になるのじゃないか、私、こう思うのです。だから、まず農林省からお答えいただきたい。だから、まず農林省としてはその辺を外務省とよく打ち合わせになって、それであとで責任をかぶせられるのは、被害を受けるのは出ていった農林技術者であると思、意思表示しておきたいと思うのです。農林技術者は、騒動が起これば必ず先頭に立って殺されるなり人質になるなりぶちこわされるなり巻き込まれるなり、その判断をしいられるのは、その一番先端に出るのは農林技術者です。そしてそれは、わが国の農民がそういうところに出ていくにきまっているのですから、だからこの問題についてはよほど農林省とちゃんと打ち合わせする

必要がある。その打ち合わせた結論が、先ほど外務大臣の言われたこうした問題に関する政府の方針の中に資料としてあるいは基本方針として鮮明にされる必要がある。だから先ほど外務大臣から方針を明示する旨お話があったのはたいへんけっこうなことですが、その中に農林省側としてはこれとこれとこれはこうするということを明示してもらいように農林省側はがんばらなければいかぬわけであり。要するにお願いしてよくお打ち合わせなさる必要がある。その点はしっかりやっていたいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○岡安政府委員　おっしゃるとおり外務省とも十分打ち合わせをいたしまして慎重に対処するつもりでございます。

○渡部(一)委員　念を押しておきますが、そのときどうか平和五原則であるとか、このところの外務省から厚いこういう資料をいただいているのをもちでございませう、この中には国際連合で国際的に取りきめた幾つかのものがあるのです。たとえば食糧備蓄についてのFAO事務局長提案とかそれから天然資源の恒久主権に関する国連総会決議とか、これは頭からおたくに關係するわけですから、こういうものについてよくお読みいただきたい上で、外務省とお打ち合わせをいただきたい。そして日本側のルールというのをびしりときめていただきたい、こう思うわけですが。

今度は外務省の御巫さんに伺うわけですが、いまの農林省との私のお話し合いについては御了解いただいたかどうか、その辺よくお打ち合わせをしていただくかどうか、御答弁いただきたい。

○御巫政府委員　先生御指摘の点、ただいま岡安局長からも御答弁がございましたように、私どもといたしましてはかねがね農林当局ともお打ち合わせしてまいりましたところでもございませう、今後御指摘の諸点よく踏まえまして十分なお打ち合わせの上で粗漏のないようにいたしたいと存じております。

○渡部(一)委員　十分打ち合わせしたところなんて言う必要ないんで、農林省側はいま、これは整

備された方針はないと言われたじゃないですか。整備された方針がないというのは打ち合わせしてないと同じではないですか。だからそんなことを私は一言言っているわけじゃない。ちゃんとした方針が出ればいいと私申し上げているわけです。だから今後打ち合わせられて、この委員会の審議に対する態度としては、その辺が整備されてないでこの委員会が始まったということはいまいいことじゃないと私はついでに御指摘しておきたいと存じます。

農林省はこのところちょっと話をやめました、今度は外務省に農業の話をお願いしたいと思うのです、異例なことではありますが。外務省は一体これからの農業問題に対してどういう展望を持っておられるかを私伺いたい。それはなぜかというと、いまこうした事業団はつくった、海外との間で農林業を開発しようとした、こうした話がもう起こってきたわけであり。そしてこうせざるを得ない状況にもあるわけであり。そうしたら日本は、農業政策の基本が外交政策からむことは昨年の大豆のすごい暴騰でもおわかりのとおり、また昨年の暮れの石油のすごい暴騰が日本国外交を狂わしたことも御存じのとおりであります。要するに農業問題に対する見解が外務省のほうに明確になればならぬと私は思うわけであり。

そこで伺うのですが、ゆっくり申し上げます、どういう認識であり、どういうふうな国内農業に対して考えているかをいま一つずつ伺いますよ。まず、外務省としては世界の食糧需給は長期的にどうなるかと思っていられるか、それに対して日本はその食糧需給に対してどういう方針でなければならぬか、それに対して外務省はというふうに対応しようと、外交方針を調整しようとしておられるか、そこをまず伺います。

○宮崎(弘)政府委員　世界の食糧の需給につきましては、すでに御案内のとおりFAOにおきまして一つの試算を出しておりますし、またアメリカの農務省当局も相当世界各國の事情をそろえまし

て一応の資料が出されておるわけでございます。さらにOECDその他におきましても、最近の状況を踏まえまして新しい作業が開始されるかと存じます。私どももいたしましては、そのような各国際機関におきます作業の際に十分これに参加いたしまして意見交換を刻々とそういう問題を把握していきたいと思っております。

比較的短期的に申しますと、先般一九七〇年以來の世界的な異常気象その他の事情に端を発した食糧の需給の逼迫は七三年におきます各國の良好な収穫により漸次緩和の方向にはございますけれども、非常に減少しました在庫のレベルを復元するまでには必ずしもいっておりません。また、今後開発途上国におきます食糧輸入需要がどうなるかということ、あるいは社会主義諸国におきます生産がどうなるかということ等もございませうけれども、さしあたりはいま申し上げましたように在庫状況が従前のレベルまで復活しておりますので、若干需給事情は堅調に推移するものと思われ。

ただし、もっと短期的に申しますと、ことにアメリカその他におきます今年度の作付面積増大等もございまして、収穫予想はまだはっきりしたものはございませうけれども、そういうものを反映いたしまして、小麦、トウモロコシ、大豆等は、たとえば代表的な市場でございませうシカゴ市場の価格が二月を、あるいはものによりましては三月をピークといたしまして下がりぎみに推移いたしております。しかしこれは非常に短期的な問題かと思っております。

そこで、日本の農業の問題は、これは私どもの直接主管するところではございませう。しかし、先ほど農林省当局から御答弁がございましたように、主要食糧のうち国内で生産すべきものは当然国内で生産すべきものは当然国内で生産いたしまして、増強をはかつていくことが肝要かと存じます。ただ、これまたすでに御説明がございましたように、どうしても海外に依存せざるを得ない食糧

がございます。これにつきましては私もいろいろの方策によりまして安定供給をはかるように努力しておりますし、今後もそれをさらに継続する努力を重ねる所存でございます。

もう少し具体的に申しますと、わが国が現在食糧を輸入しております主要食糧輸出国の友好関係の維持、増進はもちろん、これらの諸国との情報収集協定体制をさらに強化する必要がございます。かつまた、たとえばガットにおきまして新しい国際ラウンド交渉が始まっておりますわけですが、こういう場を通じて、国際的な一つの約束によりまして、これは二国間のものもございまして、多数国間の一つの約束によりまして、安定供給を確保することにもつとめたいと存じますし、さらに国連におきまして、世界食糧会議も開かれますので、こういったような場でもいろいろ努力を重ねたいと存じます。

さらにまた、先ほどこれまで農林省から御指摘がございましたように、輸入先の多角化にも意を用いまして、あるいはまた国際協力の一環として、一つの方法といたしまして、開発輸入というようなこともやってみなければならぬと存じております。

○渡部(一)委員 さてそこで、今度はその混乱しているのを、こちらもう少し片づけなければならぬ。それは食糧の需要に関して、いまおっしゃいましたことはいろいろニュースを、状況を把握しようとおっしゃっていることは、私はわかります。だけれども、これは人口が激増していき、そして食糧の開発というものがそれほど激増しないとしたら、世界は食糧問題を中心とした政治的危機状況におちいるだろうということは、すでに多くの報告が述べているとおりであります。いま、その辺を故意に述べられなかったような感じがするわけで、短期的レンジのみ述べられたような感じが私はするわけですが、長期的にはどういふふうに見ておられますか。

OECDでどういふ話があったとか、FAOでどういふ話があったとか、米農務省はどういふ

れたとか、それは一つのニュースでございます。

私が求めているのは、日本の外務省としては、食糧はいつごろからなくなり始める、これはたいへんだという問題、危機感というのか、そうしたものがなければ対応できないのではないかとまず心配しているわけです。そしてある日突然農業が遮断されてくる、食糧輸入が遮断されたときに、飛び上がってびっくりするというようなやり方では、私は外務省として対応がでなかつたかと思うのです。いまお答えになった経済局長ともあれば、その辺の見通しも十分ついておられるだろうと思うから、私はあえて何うわけです。農林省には伺いません。外務省はどういう認識を持っておられますか。

○宮崎(弘)政府委員 御案内のように、食糧の需給に關しましては、過去におきましても大体七年、八年ぐらいを周期といたしまして、世界の食糧需給が非常にタイトになる。つまり、食糧不足の状況が生ずるという説が出てまいったことがございます。しかし、そのときは、過去二回程度そういうことがございましたけれども、その後におきまして、実は食糧の増産が行なわれて、結局、むしろ食糧が余った時期が続いたわけでございます。今回もまた、食糧の需給事情の逼迫ということが言われておりますが、私もどもどもいたしましては、先ほど申しました各国の国際的な協力いたしまして、そういうことが起こらないように努力をするのが一番だと存じております。

問題は、先進諸国におきましては、たとえば小麦であるとかあるいは米であるとか、こういうものはいわゆる所得弾性が少ないものでございまして、需要は、人口増等もございまして若干は伸びるかと存じますが、あまり伸び方が激しくない。これに對しまして、たとえば肉であるとか酪農品であるとか、こういったようなものは今後とも需要が伸びていく。その場合にやはり飼料が必要になってくるというようなことはございまして、しかし、先進国におきまします需要の伸びというのは大体予測がそれほど不可能ではないわけござい

ます。他方先進諸国におきまします供給の面は、これまた非常に予測が困難とまでは申し上げられませんが。

そういったしますと、問題は発展途上国におきまして人口増に追いつくような農業の生産性の増強が行なわれ得るかどうかということが問題になるわけでございます。それともう一つは、発展途上国におきまします所得水準の向上に伴いまして、たんの多い食糧に需要がシフトしてくるかどうかというような点が問題かと存じます。

そこで、これは発展途上国の生活水準の向上に伴って食糧も十分に供給が行なわれることが望ましい、そのための方策としましては、かつてはたとえばグリーンレボリューションとか、農業技術の非常な画期的な向上によりまして増産が行なわれた例がございまして、今後、もちろん気象条件その他の条件によりまして左右されると思いますが、日本といたしましてはほかの国と協力しまして、ことに発展途上国におきまします農業生産性の向上ということに意を用いまして、そうしてもちろん発展途上国それ自身の努力と相ましまして必要な食糧の増産、特にこういう国におきまします増産、こういう国におきまします自給率の向上、あわせて先進諸国におきまします、現在も米国その他たいへんな増産が行なわれつつございまして、そういうものとあわせまして、食糧の需給がこれ以上逼迫しないようにやっていくための国際的な話し合いを今後とも鋭意継続していきたい、かように考えております。

○渡部(一)委員 これは農林省の外交問題の答えよりだいたい程度が悪いですが、それはなぜかという、お打ち合わせをよくされている形跡が見えないですね。というのは、世界的な人口増と食糧の問題というものがこれ以上、しばらくすると爆発的な状況になることについては、UNCTADでもFAOでも指摘され、農林省でつくられたものにはちゃんと出ていますよ。それは両省の連絡が悪いところではない、農林省の言うことを軽べつしている外務省がいけないのだと私は思うので

す。食糧は何となく足りているようにやるのが農林省の役だなどと思っているからそんなことになるのであって、いまのお話は評論家的な御発想であって、わがほうはどういう見通しを持っているかについてはとんと不案内です。足りるのか足りないのかすらわからない。そうして人口問題に對してどういふ見解を持っているのかすらわからない。

いきなりこんなところでそんなめんどろなことを申し上げることは気の毒だということも私はわかっております。しかし当委員会は、少なくとも国際協力事業団というものをめぐって、日本の国際的な農業の位置づけというものが当然問題となるということはお話してあるところであり、わかつていはいはすだと私は思っているわけでありまして、これでは私はこの問題に關しては質問を続ける勇氣がないですね。あまりにもみださって、人口増問題と食糧需給問題と関連させて、外務省はひとつ明快な御見解をつくっていただきたい。そうでなければ、日本の外交はどっちを向いて進むのかということについて行き当たりばったりになってしまうじゃありませんか。

世界の食糧がもし一九八〇年の段階で危機的状況におちいるとすれば、日本はやるべきことがすでにあります。一九九〇年の段階で人口爆発は極点であるとローマクラブからがん報告が出ております。西暦二〇〇〇年の段階では食糧問題はもう危機の段階を通り越して、戦争、災厄あるいは公害等によって大幅の人口減少が起らない限り全世界的な騒乱状態になるなどという報告すらあります。また諸国間のおだやかな報告においてすら、一九八〇年をめぐって食糧需給問題は世界外交の主題問題になることが表示されているのであります。私のところに来るわずかな報告ですらそれでありまして。

そうすれば、外務省は今後食糧問題に全面的に取り組んでなければ、外交方針何立てたかわからなくなりますよ。日米安保に対する関心もよい

が、日米安保以上の問題点がここに出てきてしまふ。石油問題とはほぼ比重を同じくするような問題が出るんじゃないか。いままでの農林省というのは国内農林業を主体とする官庁として、農林業の世界的な需給に対しては関心が寄せられなかった。その分については外務省がカバーしておられたはずじゃないですか。いまの御答弁ははなはだ私は不本意ですな。ですからもう質問するに忍びないから、これはこの次もう一回申し上げたいと思います。世界的な人口増の問題と食糧需給問題と関係して伺いますから、農林省とよくお打ち合わせしていただきたい。

それから、ついでに申し上げますが、農林省の官房企画室からいろいろなものをいただきましたけれども、この中の食糧需給の世界的な見通しのリスト、私は丁寧にこれを見ましたら、この食糧需給の見通しはあまりいいあれとはいえない。たとえばここに「特定農林産物の需給動向と見通し」というのがありますが、この中の第五表に、昭和五十七年度における「特定農林産物の需給見通しの試算」というのが書かれている。この試算表は人口問題が計画に入っていない。おまけにこの通常輸入量Dというものと輸入必要量Cというものはきわめてあいまいな計算であつて、積算の根拠にはなり得ない。これはあとで外務省もよく見てください。こういう積算をせざるを得ないところに農林省の今日までの気の毒な問題点があつたし、こういう量でしか問題を考えられないところに農林省のむずかしさというのものはあつたと思う。

ですから、こうしたものこそ将来の見通しのない官庁というものはだめなんで、出たとこ勝負の官庁ではだめだということはおわかりのとおりなんだから、農林省の言うことをよくお聞きになつて、海外農林業に対してどう考えるかという前に、ひとつこうした輸入量や何かのお話も十分お打ち合わせいただかなければならぬ。そして少なくとも食糧確保ということ、日本を含める世界の食糧確保という観点で外務省は今後御努力を

いただかなければいけない、私はそう思うのです。いかがですか、こういう基本的な話について。○宮崎(弘)政府委員 世界の食糧見通し、ことに人口増との関連におきます世界の食糧増の見通しにつきましても、先ほど申し上げましたようにいろいろなところで議論が行なわれております。ただ、ローマクラブの要請に基づいて書かれました一部の専門家の見通しについては、これは必ずしも国際的に認められてゐるわけではございません。

私もどなたもいたしましては、もちろん世界の人口増とそれから食糧需給の増大に伴ひまして一体どういう施策を講ずるべきかということにつきましては、まず日本自身につきましても、先ほど来申し上げておりますように、安定供給を確保するためのいろいろな政策手段を講じていかなければならぬというふうに存じます。

それから世界全体の需給につきましても、これは日本一か国では解決がつかないことでございまして、それぞれその国際機関の場におきまして、先ほど申し上げましたように、需要の見通しをさらに正確なものにすると同時に、供給増大の可能性はまだ不確定な残つてゐるわけでございまして、これをどうするか。あるいはまたたとえ現在も行なわれております食糧援助ないしは農業援助によりまして後進国におきます農業生産性の向上の可能性あるいは農産物増産の可能性というものを十分関係方面と打ち合わせてやっていかなくちやいけないというふうな考えておるわけでございまして。

そこで、この問題を軽視してゐるわけではございませんで、いろいろな資料、いろいろな見通しに基づき、かつ国際的な場でこれに対する対策を各国と協調しながら鋭意検討中であるということでございます。

○大平 国務大臣 渡部さんがいまおっしゃいましたが、農業問題の展望をつけることはたいへんむずかしいとあなた自身も言われておりましたように、これはたいへんむずかしい作業であると思ひ

ますし、天候の關係その他いろいろな条件がございまして、外務省と農林省が打ち合わせまして、自信のある答案が出せるというようないろいろなものは私はないと思ひます。ただ、いろいろないまあるデータ、国際機関でもあるいは国内のいろいろな機関で見積もりましたいろいろなデータをいろいろな留保をつけて、こういう前提でつくつたものはこうだというふうな意味で資料の整備をしてみたいと思ひます。

それから第二に、私は御了解を得ておきたいのですが、それけれども、農業問題というのは、そういう展望は非常にむずかしいけれども、過去の経験から申しまして、まず国内におきましてはできるだけ高い自給率をつくり上げたいという農林省の政策はこれをサポートしてまいらなければならぬと思ひます。

国外におきまして私どもが外交政策の上で注意しなければならぬと思ひますのは、何としても開発途上国の農業というものがしつかりしないこと、その国の経済の自立がむずかしいうございまして、これは過去においてソ連においても中国においても痛いほど辛酸をなめたことございまして、工業化をやるにいたしましても、農業が足場がしつかりしてないといふ成功するものじゃございませ

ん。したがって、わが国は対アジア政策の基本に開発途上国の農業振興、農業技術の向上、そういう基本の方針をひとつ打ち立てまして、エカフェ等を中心にしたしましてこれを各国にも申し上げ、技術センターその他の設立も急ぎ、それから肥料の需給体制、肥料の融資等につきましてもいろいろくふうをして、ともかくまず農業経済というものがしつかりしてないこと、その国の政治的安定をはかる上においても、経済の自立をやる上においては話にならぬ。したがって、われわれの経済協力の一つの柱はどうしても農業協力でなければならぬのではないかと、このことをはっきりいえるのではないかと思ひます。

したがって、わが国の自給率の向上それから開発途上国の農業経済の確立というふうなところから

力点を置いて施策を進めてまいりたいことは、どうころんでも間違いないことと思ひます。その点はすでに御了解いただいておりますのでございまして、けれども、念のために申し上げておきたいと思ひます。

前段の資料の整備ということにつきましては、手に負えないほど私はむずかしい仕事だと思ひますが、いまあるデータを、こういう前提でとるとこうなる、こういう前提でとるとこうなるというふうなことをたんにねにつくることは私は可能である。しかし農林省と外務省と相談して権威ある国会に出して数年たつてみて、あいつあほうみたいな資料であつたじゃないかと言われるようなことになるとえらいことございまして、それから、そんなもう神さまに匹敵するような能力は農林省にも外務省にもないわけございまして、いまあるで

きる限りの資料をいろいろな留保をつけて差し上げるというふうなことひとつ了解をいただきたいと思ひます。

○渡部(一)委員 外務大臣がいまお話しして下さつた中で、国内の農業需給に対し高い自給率をつくりたいという農林省の方針に対し、外務省はそれをサポートしたいと述べられました。これは画期的な御返事だと私は思ふのです。まさにそれこそ日本外交始まって以来の御発言だと私は思ひます。

といひますのは、私がいままで調べてきた途中ではしばしば衝突しましたのは、外務省関係では、開発途上国では売れるものといつたら農産物しかないではないか、だから日本はそれを買ってあげることにしよう貿易バランスがとれるのである、したがって日本国内が高い自給率を持つなどということ、こういう東南アジアの国々の貿易バランスをさらに破壊することになるではないか、いまださへバランスがとれていないのだから、という御説明を外務省から承つたことがしばしばあるわけでありまして。したがって、私はそれをきょう大きな問題点の一つとして外務省の御認識を承るつもりでいたのでありますが、外務大臣からいち早

くそういう御説明がありましたので、その問題については私はけっこうなことだと存じます。

といひますのは、貿易バランスの回復は農業と商工業のバランスというようなバランスで行なわれるべきではなくて、原料と製品とのバランスで行なわれるべきではなくて、製品と製品との間、加工品と加工品とのバランスをとるべくまじめに努力を傾けていかなければならないと思うからであります。その意味で、日本の高い自給率を達成するといふ農林省の方針に対し外務省が理解を示されたということは画期的なことだと私は思います。

それと同時に、自給率を高めるとともに、備蓄量を増大するということが日本外交にとっても非常に大きなテーマになるのではないかと私は指摘したいと思ひます。といひますのは、食糧の備蓄量が少ない、ある限界を越えているといふことは高エネルギーという意味ではないのであります。石油危機でも明らかに不足したとあり、原油量の保持がある一定限界を越えて少ないわが国においては、石油の価格の膨大な高騰というものに対して直ちにろばいして、日本国の対アラブ外交方針でさえかなり思い切った転換をしなければならなかった。その当否は本日論じらるべきではありませんが、したがって食糧備蓄量の増大といふものに対しては、これまた農林省がある程度いまいやっておられますが、あまり十分な量ではないと思ひます。外務省としてもその辺に御理解をいただかなければいかぬのじやないかと私は思ひているわけでありすが、その辺、外務省の御見解を承りたい。

○宮崎(弘)政府委員 御案内のとおり、つい最近までは米国のいわゆる余剰農産物と称せられておりました膨大な備蓄があつたわけでございますが、これがすでに激減いたしまして、かつ将来の問題といたしましては、米国は世界のために自分の負担で備蓄を持つ政策はもうとり得ないといふことで、各国が協力しましてしるべき備蓄の量を持つべきだといふことを提案しているわけでございます。

ざいします。この問題は先ほど申し上げましたガットの国際ラウンドにおきましても議題の一つになっております。

そこで、日本といひまして、その国際的な場におきまします交渉ともならみ合わせながら、しかるべき備蓄量は確保しなくてはならないのではないか、そういう意見がますます強くなりつつございます。ただこれは御承知のとおり、相当の予算なりあるいはまた備蓄を確保するための施設なり、こういふような問題もございしますし、国際的に将来合意されます備蓄量とのならみ合わせもあると思ひます。そこで内外の情勢をさらに十分検討しながら、わが国におきまします備蓄量をどうすべきかといふことを考えていきたいといふふうに思っております。

○渡部(一)委員 私はそんなことを聞いているのじやない。私が言っているのは、農林省が備蓄量をふやそうとしておる。それに対して理解を示すのかと聞いたのです。めんどろなことを聞いているのではないのです。ところが農林省がどのくらい備蓄量をためようとしておるか知らないので、農林省のデータについて無関心なんだから、それを考え直してくださいと私は申し上げているのです。さつきから、膨大な統計をつくって、外務省と農林省のデータが一ペンに合うなどといふことを私は想像しておりません。これは確かにむずかしい問題です。だけれども、一生懸命に国内の自給量を高めようとしておることさいますまでとかく無理難題だつた外務省なんだから、それくらいすこい認識の外務省なんです。その辺よく考え直されて、農林省の言うことをまずよく聞いたらどうですか。

だから、備蓄量だつて世界じゅうをよくならみ合わせてといひまのお返事だが、世界じゅうをならみ合わせる前になぜ農林省の言うことをよく聞かないのですか。農林省がいま備蓄を何ぼしようとしておるか御存じですか。私が言っているのはそれなんです。両方がばらばらの二本の線の上を走っている。そしてその線はだんだん開いてい

く。ときどき思い出したように、おい、どうしてこんなだと声をかけるのじやだめだと言っているのです。そういう問題について外交の大方針としてこれからはじっくり打ち合わせをお願いしたい、こう言っているわけでありすが、私の言うことが無理でしょう。

○大平(昭)大臣 いま宮崎君が申し上げたことは、備蓄政策についてでございます。これのためには世界のストックも激減して、その復元がいまたいへんな問題になっておることも先ほど御説明申し上げたとおりでございますが、世界各国で備蓄の問題についていろいろ検討しておるといううなことも考慮に入れて、わが国の食糧当局である農林省におかれましてはそういう備蓄政策について真剣な検討が望ましいし、現にやられておることと期待しているわけでございます。農林省を助ける意味で言っているわけでございますから、農林省の備蓄政策に無関心であるといううな意味では決してないことをまず御了解を得ておきたいと思ひます。

また、私どもの在外公館の現地にも、農林省から多くの優秀な方々をお迎えいたしておるわけでございます。外務省と農林省の間にパイプがつまっておるなどということは決してございせんので、共同作業をいたしておるわけでございます。備蓄政策はあなたのおっしゃるとおり非常に緊切な課題であると思ひます。農林省が鋭意その施策を進められる限りにおきまして、私どももサポートしていききたいと思ひます。

○渡部(一)委員 どうも外務大臣が、私が文句を言ふと必ずあとで消防役みたいになつて出されて質問をまるめてしまわれるので、質問がやりにくくてしょうがないのであります。私が指名するまでは黙っていられたらいいと思ひております。

いままでの間いろいろなお話をしてまいりましたけれども、備蓄の問題について私が心配しているのはまさに政治的な課題でございます。先日中国へ参りましたときに、日本の経済問題に

ついて周恩来総理と話し合うチャンスがあつたわけでありすが、向こうは、日本は軍国主義化する可能性が非常に強いだけでなく、絶対軍国化すると強く述べたわけでありすが、その理由とは聞いたときに、彼の主要な論拠になったことは、日本は食糧の自給量が少ないこととございします。食糧の自給の少ない国家群で対外侵略しなかつた国家はない、つまり少ない国家は必ず攻め出す、おまけに備蓄量の少ない国家というものは対外的な緊張があると必ず過激な行動をとる、それは明らかではないかと盛んに論証しようとかかつたわけでありすが、中国は今日に至るまで備蓄量は非常に多い国家である、今日ですら一年ないし二年の備蓄量をためようという運動を起こしている最中である、それに対して日本はろくろくためておらぬ、だからいつかかかってくるからぬと、まあ短いことはいへば、かなり省略した言い方でありすが、そういううなニュアンスの話をしておつたわけでありすが。

私はそれに反撃をして、食糧を大量にたくわえているアメリカでも、あるいは大量の備蓄があつたといはれたきたソビエトにおいても、対外侵略というものはあつたのであり、そういう論法というのは必ずしも正確ではないと、私はそれに反論しまして、この議論は終わりにしたわけでありすが、それにいたしまして、食糧の備蓄の少ないことが日本の外交にとってプレキになる、あるいは食糧の自給率の低いことが日本外交の大きなマイナスポイントというか重荷になるといふことについては、私は周恩来の指摘は正しかりと存じます。しかもいままでのように世界がある意味での安定状態ではなくて、多極化時代を迎えているときはこれは考慮しなければならぬかと存じます。

その意味で今後ともわたつて外務省の食糧問題に対する関心を喚起しようといふのが私のねらいであつたわけでありすが、外務大臣の御答弁が早過ぎたのでもう一回伺うわけでありすが、大臣はこの辺はおわかりいただけるかと思ひます。

がどうでございますか。

○大平国務大臣 御指摘を待つまでもなく、エネルギー問題に匹敵あるいはそれ以上の課題として食糧問題につきましては外交政策上最大の用意と配慮をもって臨んでいかねばならぬと考えております。

○渡辺(一)委員 それでは時間もだいぶ長引きましたので、本日の私の質問はこれまでにしたいと存じます。

○木村委員長 次回は、来たる十日水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

昭和四十九年五月四日印刷

昭和四十九年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局